

令和5年度版

税 務 概 要



令和6年1月

杉 並 区

凡例

1. 本書は、原則として決算数値を使用しています。
それによらない場合は、基準日を明示しています。
2. 参考資料は、出典を記しています。
3. 数値の表示単位未満は、原則として四捨五入を行っています。
したがって、合計と内訳の計が一致しないことがあります。

目 次

1 私たちの暮らしと税金

(1) 税金とは	1
(2) 法律にもとづいて納める税金	1
(3) 税金の約束ごと	1
(4) 税金の分け方	1
(5) 税金の種類	2

2 特別区税について

(1) 個人の特別区民税	4
(2) 特別区たばこ税	4
(3) 軽自動車税	4
(4) 鋳産税	5
(5) 入湯税	5
(6) 都区の特例	5
(7) 特別区税のしくみ	6

3 主な地方税制改正のあらまし

(1) 令和3年度地方税制改正のあらまし	8
(2) 令和4年度地方税制改正のあらまし	8
(3) 令和5年度地方税制改正のあらまし	9

4 杉並区の概要

(1) 人口・世帯数	10
(2) 年齢別人口構成	10
(3) 年齢(3区分)別人口及び構成比の推移	11
(4) 一般会計款別歳入決算	12
(5) 一般会計款別歳出決算	13

5 税務機構

(1) 組織と事務分掌	14
(2) 職員構成	15

6 特別区税の決算状況

(1) 特別区税の年度別決算状況	16
(2) 特別区税税目別調定額の推移	18
(3) 特別区税収入額の構成	19

7 特別区民税

(1) 区民負担額の推移（現年度分決算調定額）	20
(2) 所得区分別の課税状況	21
(3) 課税標準段階別の納税義務者数・所得割額	22
(4) 徴収方法別の納税義務者数及び特別徴収義務者数	23
(5) 勤務地別特別区民税（特別徴収）納税義務者数及び調定額	24
(6) 譲渡所得等の分離課税現年度分調定額	24
(7) 退職所得の分離課税調定額	25
(8) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金税額控除額）	25

8 軽自動車税

(1) 軽自動車税（環境性能割）調定（現年課税分）	26
(2) 軽自動車税（種別割）調定・収入（現年課税分）	26
(3) 車種別にみる軽自動車税（種別割）賦課台数の推移	27

9 特別区たばこ税

(1) 月別売渡本数	28
(2) 月別調定額	29
(3) 調定額の比較（現年度分）	30

10 課税最低限

(1) 所得税・住民税の課税最低限の推移（給与所得者）	31
(2) 住民税の課税最低限の内訳	31

11 減免状況

(1) 特別区民税・都民税	32
(2) 軽自動車税（種別割）	32

12 税証明書発行状況

(1) 税証明書発行件数部門別集計表	34
--------------------	----

13 収納関係

(1) 滞納整理を取り巻く背景	36
(2) 特別区民税の徴収及び滞納整理の取組	36
(3) 特別区民税収納率の推移	37
(4) 特別区民税収納実績調	38
(5) 特別区民税・都民税（普通徴収）口座振替者数の推移	40
(6) 収納方法別納付状況	40

14 差押及び公売等（特別区民税・都民税）

(1) 差押実績調	41
(2) インターネット公売調	41
(3) 搜索実績調	41
(4) 滞納整理状況	42

15 杉並区納付センター

(1) 杉並区納付センターの概要	44
(2) 収納金額・投資効果	45

16 特別区の状況

(1) 特別区徴収実績	46
(2) 特別区税負担額調（現年度分）	48
(3) 周辺区における特別区税徴収実績	50

1 私たちの暮らしと税金

(1) 税金とは

国や地方自治体の仕事は、私たちの日常生活にとって、さまざまなかわりをもっています。国は、外交や司法をはじめ、産業や経済など全国的見地から行う仕事を分担しています。一方、地方自治体は、私たちの地域社会に密着した教育、保健衛生、上下水道、警察・消防など福祉や生活環境を中心とした仕事を分担しています。

私たちは、こうした公共の仕事のために要する費用を税金という形で負担しあっています。税金とは、私たちの共同社会を維持していくための“会費”のようなものといえるのではないのでしょうか。

税金を納めることは、私たちの務めであるとともに、税金は私たちが選んだ代表による国会や議会で定める法律や条例によらなければならないこととされています。

(2) 法律にもとづいて納める税金

わが国の憲法は、第30条で「国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。」と規定するとともに、第84条で「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、法律又は法律の定める条件によることを必要とする。」と規定しています。つまり、私たちが納める税金は、私たちが選んだ代表による議会で定める法律や条例によってのみ課されるということを保障したものです。

(3) 税金の約束ごと

税に関する法律や条例では、次の5つの大切な要素（約束ごと）が決められています。

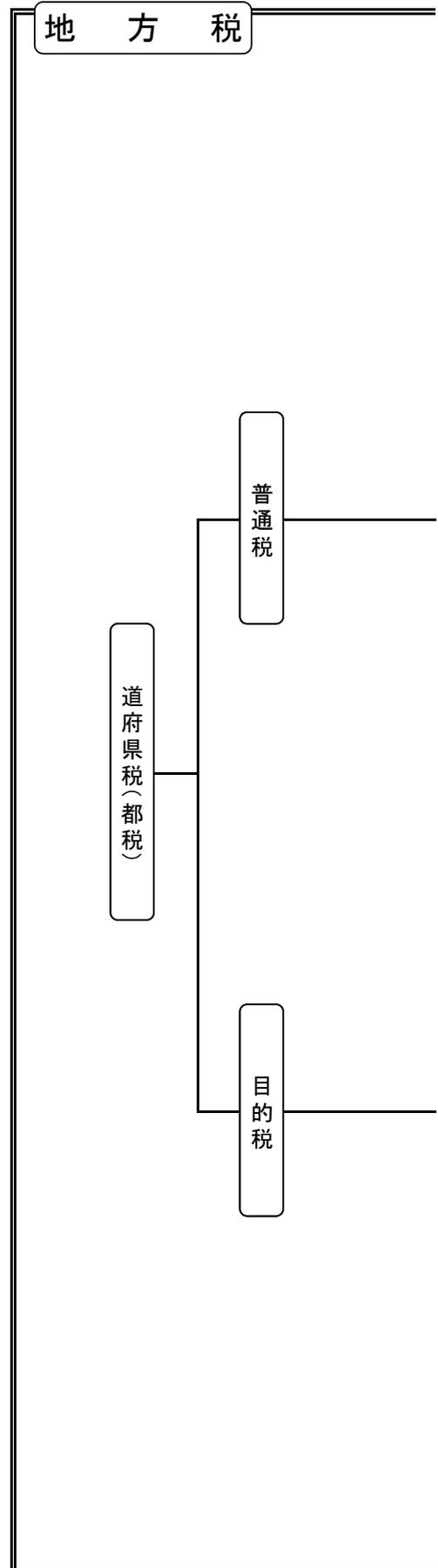
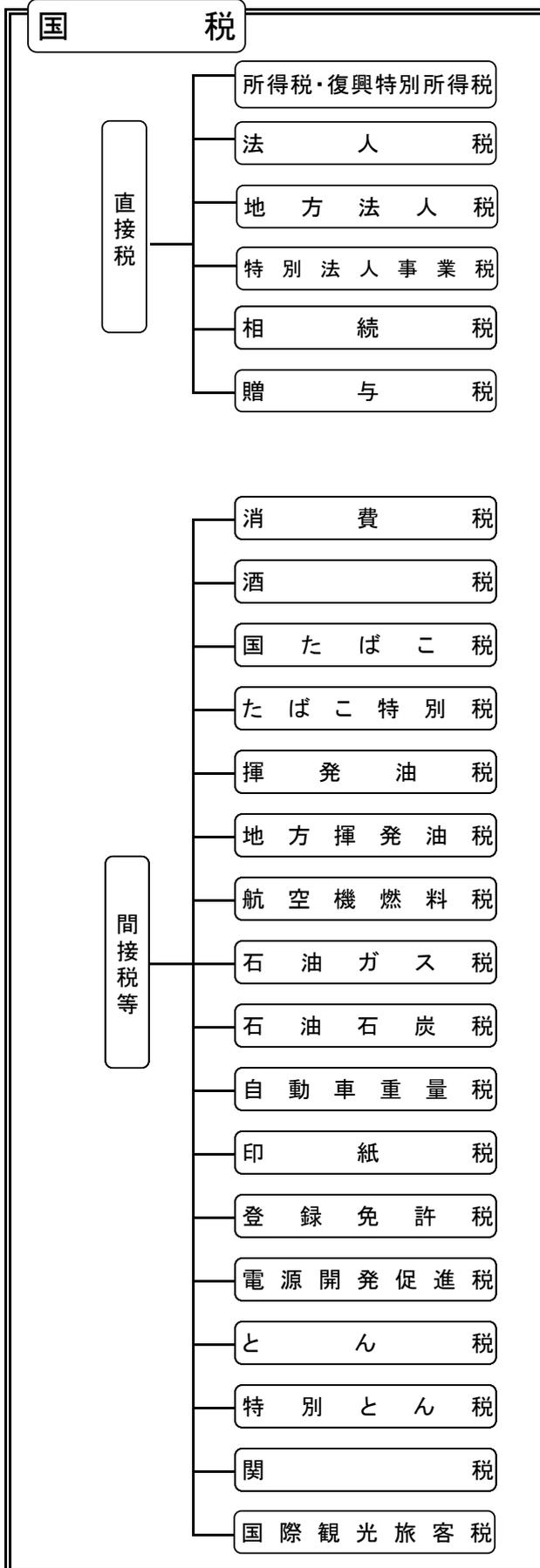
- ① 課税主体……誰が課税し、収入するのか。国の税金とするか、地方自治体の税金とするかは、《公共の仕事》との関係で重要です。
- ② 課税客体……どんな物、どんな行為に対して税金がかかるのか。これによって、いろいろな種類の税金がかかります。
- ③ 納税義務者……税金を支払う義務は、誰が負うのか。
- ④ 課税標準……課税客体を金額や量の形で数量化したもの。土地や家屋の価格など。
- ⑤ 税率……税額を算出するために課税標準額に乗ずる率。課税標準額×税率＝税額。

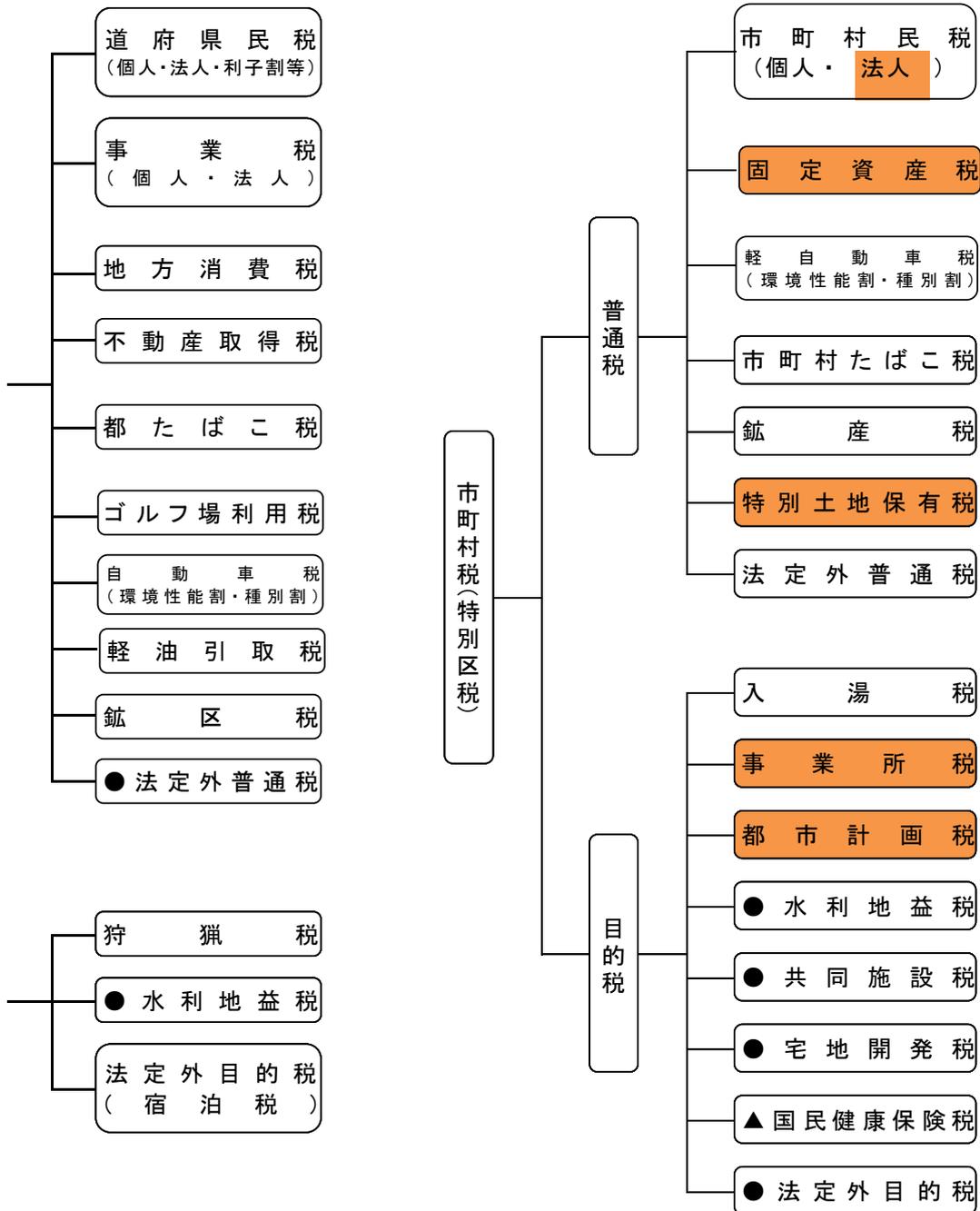
このほか、いつ、どのようにして納めるか。また、期限までに納められないときはどうするか、というようなことも決められています。

(4) 税金の分け方

- ① 国税……国に納める税金
地方税……地方自治体に納める税金
道府県税（都税）と市町村税（特別区税）に分かれます。
- ② 直接税……税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と同一人である税金（所得税、住民税など）
間接税……税金を納める義務のある人が、その税金を実質的に負担する人と異なる税金（消費税、酒税、たばこ税など）
- ③ 普通税……一般的な財源にあてられる税金（所得税、住民税など）
目的税……特定の目的にのみあてられる税金（事業所税、都市計画税など）

(5) 税金の種類





※ 網掛け部分は、23区内では都税です。
※ 平成15年度以降の特別土地保有税については、新たな課税を停止しています。
※ ▲は、23区内では国民健康保険法による保険料として賦課徴収しています。
※ ●は、都内では課税していません。
※ 道府県税の中の宿泊税は、都が独自に課税する法定外目的税です。
※ 軽自動車税環境性能割は当分の間、都が賦課徴収します。

2 特別区税について

(1) 個人の特別区民税

個人の特別区民税は、区内に住所、事務所又は事業所等を有する個人に課される税であり、区が行う区民に身近な行政サービスに必要な経費を、区民に広く分担してもらうものです。

この税は、前年中の所得に応じて課税される「所得割」と、所得にかかわらず定額で課税される「均等割」とからなっています。

また、所得税が源泉徴収された退職所得については、他の所得とは区分して「分離課税」されます。所得割の課税標準は、所得金額とし、その計算方法は、所得税と同様に行い、前年中の所得を総所得金額、退職所得金額等に区分し、各種の所得控除を行って算出します。

納税は、給与所得者については、事業主から給料が支払われる際、特別徴収され、給与所得者以外の事業所得者等は、納税通知書によって普通徴収されます。分離課税される退職所得については、退職金等の支払時に一括して特別徴収されます。

その他、この税には前年中に所得のなかった者、生活保護法による生活扶助を受けている者等に対する非課税、減免等の措置が設けられています。

なお、この税は、都民税と合わせて課税・徴収されます。

(2) 特別区たばこ税

特別区たばこ税は、製造たばこの消費という行為に担税力を見出して課税する消費税であって、製造たばこの流通過程における最終卸し段階で課税することを基本的な課税方式としていることから、その税負担が小売定価に含められて最終消費者に転嫁することを予定された一種の間接消費税です。この税の課税対象となる製造たばこは、原則として、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者（製造たばこの輸入業者）又は卸売販売業者が、区内に営業所を有する小売販売業者に売渡しをする製造たばこです。

この税は、従量税とされており、本数を課税標準とするものです。

納税は、日本たばこ産業株式会社、特定販売業者又は卸売販売業者が毎月分を翌月末までに申告納付することとされています。

また、この税は（内国）消費税であることと、二重課税を避ける必要があることなどの理由により輸出等の場合の免税制度及び売渡した製造たばこが返還された場合の返還控除制度が設けられています。

(3) 軽自動車税

①環境性能割

環境性能割は、三輪以上の軽自動車に対し、その主たる定置場所在の区市町村において、当該三輪以上の軽自動車の取得者に課されます。なお、賦課徴収の事務等は、当分の間、主たる定置場所在の都道府県において行います。

環境性能割は、自動車取得税の廃止とともに、自動車取得税のグリーン化機能を維持・強化する税として導入されています。

②種別割

種別割は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）に対し、その主たる定置場所在の区市町村において、毎年4月1日現在の所有者に課されます。

種別割は、軽自動車等が道路を走行することにより損傷する道路の費用弁償という「道路損傷負担的性格」と、所有している不動産等に対して課される固定資産税のように、軽自動車等という特定の財産を所有していることに対して課する「財産税的性格」を併せ持っています。

(4) 鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対し、その掘採した鉱物の価格を課税標準として、作業場所在の区市町村において、その鉱業者に課されます。この場合において鉱物とは、鉱業法第3条に規定する鉱物をいい、掘採とは、原鉱を原始取得することをいいます。税率は、課税標準となる価格の一定率とされています。

鉱産税は、申告納付の方法により、その納期は、毎月10日から末日までの間において区市町村の条例で定められています。

なお、杉並区では課税対象がないため、鉱産税を課していません。

(5) 入湯税

入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対して課される一種の消費税です。また、この税は鉱泉浴場所在の区市町村が、その収入を環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てるために課する目的税です。納税は、浴場の経営者が特別徴収義務者となって申告納入する方法により行われます。

杉並区では、平成24年6月から対象施設が発生し課税を行っています。

(6) 都区の特例

23区内では、普通税である法人の市町村民税・固定資産税・特別土地保有税及び目的税である事業所税・都市計画税を東京都が課税しています。これは通常、市町村の仕事である消防、上下水道などを23区内では都が行っており、その費用に充てるため特別な措置がとられているからです。

そして、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金（令和3年度から令和8年度まで）の合算額のうち55.1%は、23区の財源に充てるため、東京都がそれぞれの区に配分しています。

(7) 特別区税のしくみ (令和5年度)

区分	納税義務者	課税客体	課税標準	賦課期日	納期又は納期限
特別区民税	<ul style="list-style-type: none"> 区内に住所を有する個人 区内に事務所、事業所又は家屋を有する個人で、当該区内に住所を有しない者 	個人の所得	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額、山林所得金額及び分離譲渡所得金額等 分離課税されるその年中の退職所得の金額 	当該年の1月1日	<ul style="list-style-type: none"> ○普通徴収 第1期 6月1日～30日 第2期 8月1日～31日 第3期 10月1日～31日 第4期 1月1日～31日 ○特別徴収 徴収月の翌月の10日まで ○申告納入 退職所得に係る分離課税分は徴収の日の属する月の翌月の10日まで
軽自動車税環境性能割	三輪以上の軽自動車の取得者で、区内に主たる定置場を有する者	三輪以上の軽自動車の取得	三輪以上の軽自動車の通常の取得価額		原則、車両番号指定の時額
軽自動車税種別割	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。） の所有者で、区内に主たる定置場を有する者	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。） 	<ul style="list-style-type: none"> 原動機付自転車 軽自動車 小型特殊自動車 二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。） の台数	4月1日	5月1日～31日
特別区たばこ税	<ul style="list-style-type: none"> 日本たばこ産業株式会社 特定販売業者 卸売販売業者 	小売販売業者に売り渡す製造たばこ	売り渡した製造たばこの本数		売り渡しの翌月末日まで
入湯税	鉱泉浴場の入湯客	鉱泉浴場における入湯	入湯客数		入湯した月の翌月末日まで

※納期限が土曜日・休日にあたるときは、その直後の平日となります。

区分	税率等				徴収方法			
特別区民税			特別区民税	都民税	普通徴収 又は 特別徴収			
	均等割		3,500円	1,500円				
	所得割		6%	4%				
<p>※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」（平成23年12月2日法律第118号）により、平成26年度から令和5年度までの10年間に限り、特別区民税・都民税の均等割の税率にそれぞれ500円が加算されています。</p> <p>※所得割の税率は、土地・建物・株式等の譲渡所得等の分離課税の税率としては適用されません。</p>								
軽自動車税環境性能割	区分		自家用	営業用	申告納付			
	電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス規制適合又は平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成）			非課税		非課税		
	平成30年排出ガス規制50%低減達成車又は平成17年排出ガス規制75%以上低減達成車であること							
	令和5年 12月31日 まで	令和12年度燃費基準75%達成かつ令和2年度燃費基準達成乗用車 平成27年度燃費基準+25%達成貨物車		非課税		非課税		
		令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成乗用車 平成27年度燃費基準+20%達成貨物車		1.0%		0.5%		
		令和12年度燃費基準55%達成乗用車 平成27年度燃費基準+15%達成貨物車		2.0%		1.0%		
	令和6年 1月1日 以降	令和12年度燃費基準80%達成かつ令和2年度燃費基準達成乗用車 令和4年度燃費基準+5%達成貨物車		非課税		非課税		
		令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準達成乗用車 令和4年度燃費基準貨物車		1.0%		0.5%		
		令和12年度燃費基準60%達成かつ令和2年度燃費基準達成乗用車 令和4年度燃費基準95%貨物車		2.0%		1.0%		
	上記以外の三輪以上の軽自動車			2.0%		2.0%		
軽自動車税種別割	原動機付自転車		総排気量50cc以下	2,000円				
			総排気量50cc超90cc以下	2,000円				
			総排気量90cc超125cc以下	2,400円				
			ミニカー	3,700円				
	小型特殊自動車		農耕作業用のもの	2,400円	その他	5,900円		
	二輪小型自動車		総排気量250cc超	6,000円				
	軽自動車 (本則税率には、環境性能の優れた軽自動車の税率を軽減する措置「グリーン化特例」がある。)		二輪（総排気量125cc超250cc以下）		3,600円	普通徴収		
					旧税率		本則税率	重課税率
			三輪		3,100円		3,900円	4,600円
			四輪	乗用	営業用		5,500円	6,900円
自家用					7,200円		10,800円	12,900円
貨物用				営業用	3,000円		3,800円	4,500円
	自家用	4,000円		5,000円	6,000円			
特別区たばこ税	区内の小売業者に売り渡した数量×税率 たばこ1,000本につき、6,552円				申告納付			
入湯税	入湯客1人1日について150円。ただし、年齢12歳未満の者や共同浴場、一般の公衆浴場及び施設の利用料が1,200円以下の場合を除く。				特別徴収			

3 主な地方税制改正のあらまし

(1) 令和3年度地方税制改正のあらまし

① 住宅借入金等特別税額控除の拡充(令和4年度住民税から)

消費税率10%が適用される住宅取得等をした場合における住宅借入金等特別税額控除の控除期間を13年間とする特例について、当該住宅を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間に居住の用に供した場合も対象とします。
また、上記の対象分においては、合計所得金額1,000万円以下の者について、床面積40㎡～50㎡未満の住宅も対象とします。

② 医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の見直し(令和4年度住民税から)

健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類については、申告書への添付又は申告書の提出の際の提示が不要となります。
また、令和5年度分から対象となる医薬品の範囲を見直した上で、令和9年度分まで特例を延長します。

③ 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る申告手続の簡素化(令和4年度住民税から)

特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則として、確定申告書の提出のみで申告手続が完結するよう、確定申告における個人住民税に係る附記事項が追加されます。

④ 環境性能割の税率の特例措置の適用期限の延長(令和3年12月31日までに取得した軽自動車)

令和元年10月1日から令和3年3月31日までの間に取得した自家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の税率を1%分軽減する特例について、適用期限を9か月延長し、令和3年12月31日までとします。

⑤ 種別割のグリーン化特例（軽課）の見直し(いずれも取得の翌年度のみ)

三輪以上の軽自動車に係る種別割の税率のグリーン化特例について、令和3年度又は令和4年度中に初めて車両番号の指定を受けた自家用の乗用のものを除く電気軽自動車等を対象として2年延長します。

(2) 令和4年度地方税制改正のあらまし

① 住宅借入金等特別税額控除の延長(令和5年度住民税から)

所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を区民税から控除する適用期限が、令和7年までに居住の用に供したもので4年延長されました。
また、借入限度額や控除率、控除期間、所得要件等について見直しがされました。

② 上場株式等に係る配当所得等・譲渡所得の課税方式の一致(令和6年度住民税から)

所得税において総合課税又は申告分離課税の適用を受けようとする旨の記載のある確定申告書が提出された場合に限り、住民税においてもこれらの課税方式を適用することとされました。
また、上場株式等の譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、所得税の確定申告書を提出し、これらの措置の適用を受ける場合に限り、住民税においても適用することとされました。

③ 給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書の見直し(令和5年1月1日以後に提出する申告書)

給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族申告書について、退職手当等を有する一定の配偶者等の氏名を記載して申告することとされました。

(3) 令和5年度地方税制改正のあらまし

① 扶養親族等申告書の記載事項の簡素化（令和7年1月1日以後に提出する申告書）

給与所得者の扶養親族等申告書について、その申告書に記載すべき事項がその年の前年の申告内容と異動がない場合には、その記載すべき事項の記載に代えて、その異動がない旨の記載によることができるとされました。

② 森林環境税の導入に伴うその賦課及び徴収方法の設定等（令和6年度住民税から）

森林環境税は、当該個人の区民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収することとするほか、所要の規定の整備を図ることとされました。

③ 肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限の延長（令和6年度住民税から）

肉用牛の売却による事業所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和9年度までとされました。

④ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例措置の適用期限の延長（令和6年度住民税から）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る区民税の課税の特例について、適用期限を3年延長し、令和8年度までとされました。

⑤ 特定小型原動機付自転車に係る軽自動車税の種別割の税率の設定（令和6年度軽自動車税種別割から）

特定小型原動機付自転車（一定の要件を満たす電動キックボード等）に係る軽自動車税の種別割の税率が2,000円とされました。

⑥ 軽自動車税の種別割の税率の特例措置の適用期限の延長（令和6～8年度軽自動車税種別割）

三輪以上の軽自動車税に係る軽自動車税の種別割の税率の特例について、適用期限を3年延長し、令和7年度までに初めて車両番号の指定を受けた電気軽自動車等に適用すること等とされました。

4 杉並区の概要

(1) 人口・世帯数

(単位:人,%)

区分 年	日 本 人					
	男	女	計	前年比	世帯数	前年比
平成31年	264,296	287,114	551,410	100.6	306,751	100.8
令和2年	266,197	289,345	555,542	100.7	310,166	101.1
令和3年	266,855	289,914	556,769	100.2	311,709	100.5
令和4年	265,725	288,775	554,500	99.6	311,398	99.9
令和5年	265,485	288,380	553,865	99.9	312,183	100.3

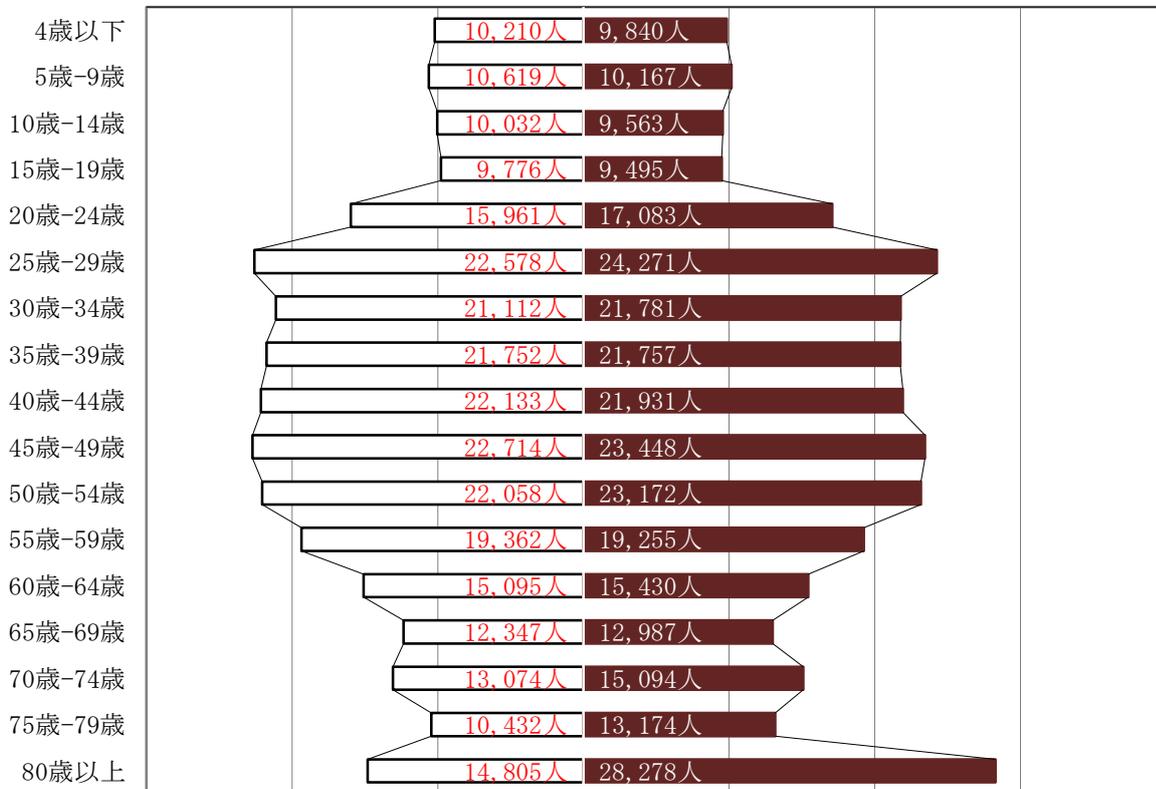
(単位:人,%)

区分 年	外 国 人					
	男	女	計	前年比	世帯数	前年比
平成31年	8,761	8,961	17,722	108.4	14,780	108.4
令和2年	9,205	9,371	18,576	104.8	15,440	104.5
令和3年	8,319	8,416	16,735	90.1	12,698	82.2
令和4年	7,547	7,656	15,203	90.8	12,304	96.9
令和5年	8,575	8,346	16,921	111.3	13,770	111.9

※各年1月1日現在の住民基本台帳登録者による。

(2) 年齢別人口構成

□男 ■女

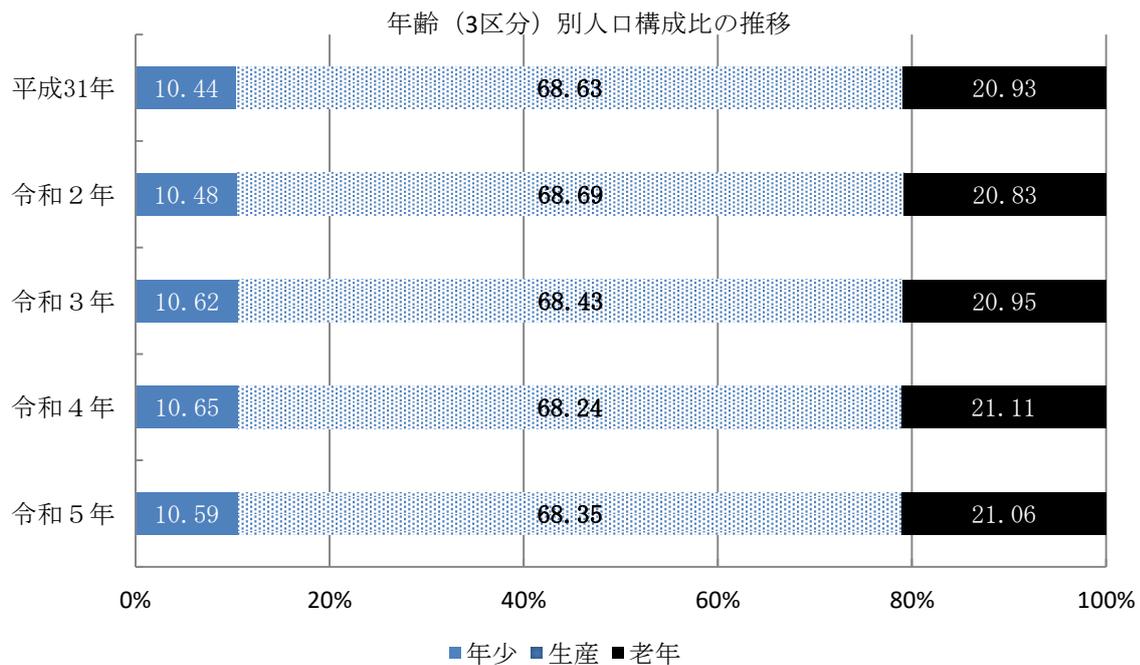


※令和5年1月1日現在の住民基本台帳登録者による。

(3) 年齢(3区分)別人口及び構成比の推移

(単位:人,%)

年	総数	年少人口 0~14歳		生産年齢人口 15~64歳		老年人口 65歳以上					
		人口	構成比	人口	構成比	65歳以上		うち70歳以上		うち75歳以上	
						人口	構成比	人口	構成比	人口	構成比
平成31年	569,132	59,399	10.44	390,621	68.63	119,112	20.93	90,615	15.92	63,013	11.07
令和2年	574,118	60,158	10.48	394,384	68.69	119,576	20.83	92,854	16.17	63,988	11.15
令和3年	573,504	60,888	10.62	392,477	68.43	120,139	20.95	94,238	16.43	64,182	11.19
令和4年	569,703	60,693	10.65	388,747	68.24	120,263	21.11	94,596	16.60	64,470	11.32
令和5年	570,786	60,431	10.59	390,164	68.35	120,191	21.06	94,857	16.62	66,689	11.68



※各年1月1日現在の住民基本台帳登録者による。

(4) 一般会計款別歳入決算

令和4年度

(単位:千円,%)

科 目	予算現額	調 定 額	収入済額		
			金 額	構成比	前年度比
1 特別区税	69,276,454	71,566,332	69,572,837	29.5	103.2
2 地方譲与税	801,000	789,376	789,376	0.3	100.7
3 利子割交付金	160,000	238,535	238,535	0.1	130.8
4 配当割交付金	1,140,000	1,268,322	1,268,322	0.5	96.9
5 株式等譲渡所得割交付金	1,300,000	972,407	972,407	0.4	60.8
6 地方消費税交付金	13,050,000	13,702,857	13,702,857	5.8	106.6
7 自動車税環境性能割交付金	200,000	197,939	197,939	0.1	115.4
8 地方特例交付金	334,000	340,887	340,887	0.1	103.1
9 特別区財政交付金	49,923,503	51,370,044	51,370,044	21.8	107.7
10 交通安全対策特別交付金	54,000	45,958	45,958	0.0	91.0
11 分担金及び負担金	2,809,181	2,918,996	2,893,317	1.2	106.8
12 使用料及び手数料	3,865,969	3,866,496	3,864,536	1.6	110.6
13 国庫支出金	52,016,739	47,084,918	47,084,918	19.9	86.5
14 都支出金	21,206,966	21,112,235	21,112,235	8.9	104.3
15 財産収入	491,795	512,451	512,451	0.2	34.0
16 寄附金	48,228	39,929	39,929	0.0	43.6
17 繰入金	4,349,807	3,944,630	3,944,630	1.7	21.0
18 繰越金	13,542,641	13,542,642	13,542,642	5.7	114.2
19 諸収入	2,142,368	3,753,401	2,385,182	1.0	100.1
20 特別区債	3,457,300	2,192,664	2,192,664	0.9	55.2
21 自動車取得税交付金	0	35	35	0.0	1,750.0
歳 入 合 計	240,169,951	239,461,054	236,071,701	100.0	93.7

資料：令和4年度杉並区各会計歳入歳出決算書

参考：令和5年度当初歳入予算

(単位:千円,%)

科 目	予算現額	構成比	前年度比
1 特別区税	69,736,781	33.1	104.2
2 地方譲与税	771,000	0.4	96.3
3 利子割交付金	230,000	0.1	143.8
4 配当割交付金	1,230,000	0.6	107.9
5 株式等譲渡所得割交付金	1,190,000	0.6	91.5
6 地方消費税交付金	14,170,000	6.7	117.6
7 自動車税環境性能割交付金	210,000	0.1	105.0
8 地方特例交付金	312,000	0.1	93.4
9 特別区財政交付金	49,700,000	23.6	107.6
10 交通安全対策特別交付金	46,000	0.0	85.2
11 分担金及び負担金	2,867,040	1.4	102.1
12 使用料及び手数料	3,865,309	1.8	99.9
13 国庫支出金	33,904,221	16.1	90.8
14 都支出金	18,203,306	8.6	104.5
15 財産収入	555,170	0.3	113.2
16 寄附金	32,575	0.0	79.0
17 繰入金	3,403,086	1.6	99.1
18 繰越金	2,500,000	1.2	100.0
19 諸収入	2,360,512	1.1	114.9
20 特別区債	5,413,000	2.6	156.6
歳 入 合 計	210,700,000	100.0	104.0

資料：令和5年度杉並区予算

(5) 一般会計款別歳出決算

令和4年度

(単位:千円, %)

科 目	予算現額	支 出 済 額			
		金 額	構成比	前年度比	執行率
1 議会費	770,760	735,987	0.3	99.1	95.5
2 総務費	23,976,164	23,330,716	10.5	70.3	97.3
3 生活経済費	8,548,325	7,080,518	3.2	85.7	82.8
4 保健福祉費	128,212,468	118,296,809	53.0	99.2	92.3
5 都市整備費	11,814,596	10,162,484	4.6	78.2	86.0
6 環境清掃費	7,416,510	7,205,333	3.2	108.2	97.2
7 教育費	18,869,447	16,539,704	7.4	105.9	87.7
8 職員費	37,824,902	37,140,715	16.6	99.7	98.2
9 公債費	2,725,684	2,723,093	1.2	63.0	99.9
10 諸支出金	2	0	-	-	0.0
11 予備費	11,093	0	-	-	0.0
歳 出 合 計	240,169,951	223,215,359	100.0	93.7	92.9

資料：令和4年度杉並区各会計歳入歳出決算書

参考：令和5年度当初歳出予算

(単位:千円, %)

科 目	予算現額	構成比	前年度比
1 議会費	799,295	0.4	102.4
2 総務費	6,648,897	3.2	97.1
3 生活経済費	7,134,766	3.4	98.7
4 保健福祉費	109,106,276	51.8	100.5
5 都市整備費	13,236,547	6.3	113.3
6 環境清掃費	7,652,651	3.6	104.4
7 教育費	25,282,070	12.0	138.7
8 職員費	37,798,996	17.9	97.0
9 公債費	2,740,500	1.3	100.5
10 諸支出金	2	0.0	100.0
11 予備費	300,000	0.1	100.0
歳 出 合 計	210,700,000	100.0	104.0

資料：令和5年度杉並区予算

5 税務機構

(1) 組織と事務分掌

課税課

税務管理係

- ① 区の税制及び税務統計に関すること。
- ② 税に係る連絡調整に関すること。
- ③ 軽自動車税、特別区たばこ税、鉱産税及び入湯税(以下「諸税」という。)の賦課及び収納に関すること。
- ④ 諸税に係る滞納金の徴収に関すること。
- ⑤ 諸税に係る滞納処分に関すること。
- ⑥ 諸税の証明に関すること。
- ⑦ 標識弁償金に関すること。
- ⑧ 自動車臨時運行の許可に関すること。
- ⑨ 課内他の係に属さないこと。

調整担当係長

- ① 税制に係る調査及び税務事務指導に関すること。
- ② 税務事務に係る電算処理についての連絡調整に関すること。

ふるさと納税担当係長

- ① ふるさと納税に関すること。

区民税係

- ① 特別区民税及び都民税の賦課に係る調整に関すること。
- ② 特別区民税及び都民税の賦課に関すること(他の係に属するものを除く。)
- ③ 特別区民税及び都民税の証明に関すること(他の係に属するものを除く。)
- ④ 特別区民税及び都民税に係る特別徴収義務者の管理に関すること。
- ⑤ 特別区民税及び都民税の特別徴収の異動処理に関すること。
- ⑥ 公的年金からの特別徴収による特別区民税及び都民税の徴収に関すること。
- ⑦ 特別区民税及び都民税に係る電算処理についての運用等に関すること。

区民税第一・区民税第二担当係長

- ① 特別区民税及び都民税の賦課に関すること。
- ② 特別区民税及び都民税の証明に関すること。
- ③ 特別区民税及び都民税に係る特別徴収義務者の管理に関すること。
- ④ 特別区民税及び都民税の特別徴収の異動処理に関すること。
- ⑤ 公的年金からの特別徴収による特別区民税及び都民税の徴収に関すること。

納税課

管理係

- ① 特別区民税及び都民税の徴収に係る収納金の管理に関すること。
- ② 過誤納金の還付に関すること。
- ③ 口座振替による特別区民税及び都民税(普通徴収)の納付に関すること。
- ④ 都民税の払込みに関すること。
- ⑤ 課内他の係に属さないこと。

徴収対策担当係長

- ① 納付センターの運営に関すること(他の部、課に属するものを除く。)
- ② 納付センターに係る他課との調整に関すること。
- ③ 滞納整理システムの維持管理に関すること。
- ④ 収納対策に関すること(他の部、課に属するものを除く。)

納税係

- ① 特別区民税及び都民税の普通徴収の収納及び滞納整理に関すること(他の係に属するものを除く。)
- ② 特別区民税及び都民税の普通徴収に係る計画、調整及び調査研究に関すること。
- ③ 督促に関すること。
- ④ 税に係る徴収の嘱託及び受託に関すること。

納税第一・納税第二・納税第三担当係長

- ① 特別区民税及び都民税の普通徴収の収納及び滞納整理に関すること。

納税第四担当係長

- ① 高額滞納金に係る特別区民税及び都民税の普通徴収の収納及び滞納整理に関すること。

公売・調整担当係長

- ① 特別区民税及び都民税の滞納処分に係る公売、換価及び配当に関すること。
② 国民健康保険に係る徴収金との重複滞納分の調整に関すること。

特別徴収納税係

- ① 特別区民税及び都民税の特別徴収の収納及び滞納整理に関すること。

(2) 職員構成

(単位:人)

課・係名		男	女	計
課 税 課	税務管理係	3	3	6
	調整担当係長	2	0	2
	ふるさと納税担当係長	0	3	3
	区民税係	11	10	21
	区民税第一担当係長	4	14	18
	区民税第二担当係長	10	8	18
	合 計	30	38	68
納 税 課	管理係	4	7	11
	徴収対策担当係長	1	0	1
	納税係	2	3	5
	納税第一担当係長	3	5	8
	納税第二担当係長	1	5	6
	納税第三担当係長	1	4	5
	納税第四担当係長	2	3	5
	公売・調整担当係長	1	0	1
	特別徴収納税係	3	4	7
	合 計	18	31	49

※課税課長は税務管理係、納税課長は管理係に含む。

※令和5年4月1日現在の職員配置による。

6 特別区税の決算状況

(1) 特別区税の年度別決算状況

(単位:千円, %)

税 目	区 分	令和元年度						
		予 算 額	調定額		収入額		収 入 歩 合	対 予 算 増 減 額
			税 額	前年比	税 額	前年比		
特別区民税		63,784,657	66,041,993	100.7	63,867,123	101.0	96.7	82,466
	現年課税分	63,078,173	63,909,739	101.1	63,103,767	101.0	98.7	25,594
	普通徴収	62,768,021	17,448,391	96.2	16,767,474	96.1	96.1	44,259
	特別徴収		46,103,558	102.9	46,044,806	102.9	99.9	
	過年度分	310,152	357,790	109.9	291,487	99.8	81.5	△ 18,665
	滞納繰越分	706,484	2,132,254	91.9	763,356	101.5	35.8	56,872
軽自動車税		182,402	211,371	103.2	186,206	103.6	88.1	3,804
	種別割	182,402	206,805	113.1	181,640	103.1	87.8	△ 762
	現年課税分	178,690	184,516	100.9	178,093	101.1	96.5	△ 597
	滞納繰越分	3,712	22,290	101.5	3,547	100.2	15.9	△ 165
	環境性能割	0	4,566	—	4,566	—	100.0	4,566
特別区たばこ税		2,692,333	2,688,442	100.8	2,688,442	100.8	100.0	△ 3,891
	現年課税分	2,692,333	2,688,442	100.8	2,688,442	100.8	100.0	△ 3,891
	滞納繰越分	0	0	—	0	—	—	0
入 湯 税		19,474	19,675	110.5	19,675	110.5	100.0	201
合 計		66,678,866	68,961,481	100.8	66,761,445	101.0	96.8	82,579

(単位:千円, %)

税 目	区 分	令和2年度						
		予 算 額	調定額		収入額		収 入 歩 合	対 予 算 増 減 額
			税 額	前年比	税 額	前年比		
特別区民税		65,003,860	66,581,170	100.8	64,515,371	101.0	96.9	△ 488,489
	現年課税分	64,354,376	64,626,797	101.1	63,832,297	101.2	98.8	△ 522,079
	普通徴収	64,127,492	16,983,768	97.3	16,294,129	97.2	95.9	△ 571,803
	特別徴収		47,336,047	102.7	47,261,560	102.6	99.8	
	過年度分	226,884	306,982	85.8	276,608	94.9	90.1	49,724
	滞納繰越分	649,484	1,954,373	91.7	683,074	89.5	35.0	33,590
軽自動車税		186,348	223,367	105.7	199,839	107.3	89.5	13,491
	環境性能割	0	13,101	286.9	13,101	286.9	100.0	13,101
	種別割	186,348	210,266	101.7	186,738	102.8	88.8	390
	現年課税分	183,689	187,689	101.7	182,391	102.4	97.2	△ 1,298
	滞納繰越分	2,659	22,577	101.3	4,347	122.6	19.3	1,688
特別区たばこ税		2,562,107	2,785,190	103.6	2,785,190	103.6	100.0	223,083
	現年課税分	2,562,107	2,785,190	103.6	2,785,190	103.6	100.0	223,083
	滞納繰越分	0	0	—	0	—	—	0
入 湯 税		21,244	10,796	54.9	10,796	54.9	100.0	△ 10,448
合 計		67,773,559	69,600,523	100.9	67,511,196	101.1	97.0	△ 262,363

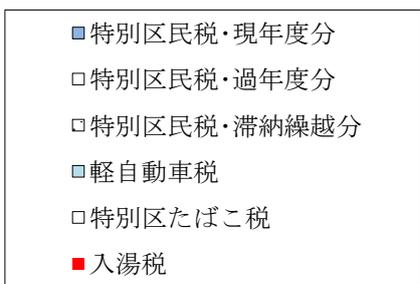
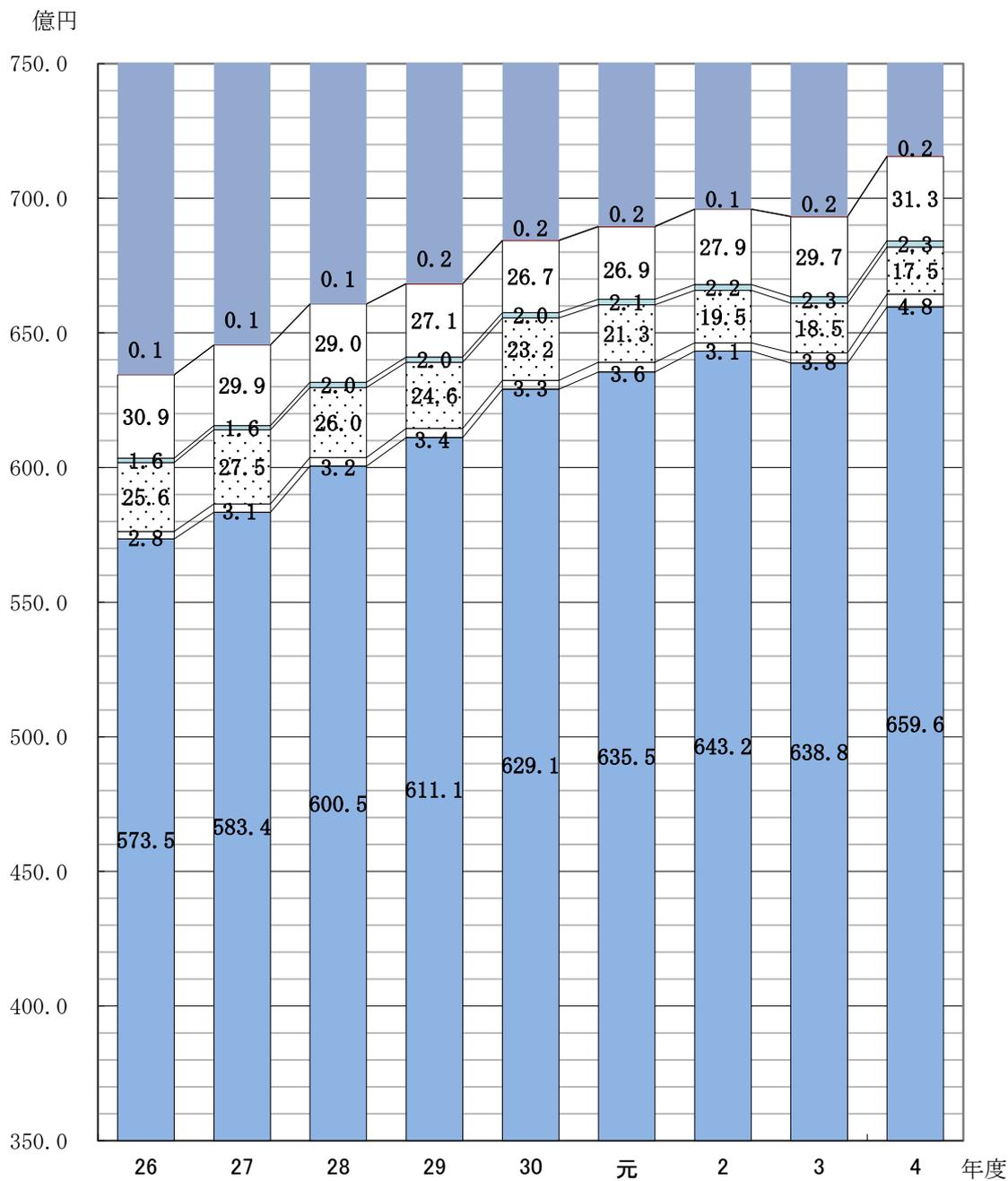
(単位:千円,%)

税 目	区 分	令和3年度						
		予 算 額	調定額		収入額		収 入 合 歩	対 予 算 増 減 額
			税 額	前年比	税 額	前年比		
特別区民税		64,021,481	66,109,865	99.3	64,216,302	99.5	97.1	194,821
	現年課税分	63,442,775	64,264,513	99.4	63,617,781	99.7	99.0	175,006
	普通徴収	63,160,864	16,759,600	98.7	16,203,889	99.4	96.7	132,375
	特別徴収		47,120,443	99.5	47,089,350	99.6	99.9	
	過年度分	281,911	384,470	125.2	324,542	117.3	84.4	42,631
	滞納繰越分	578,706	1,845,352	94.4	598,521	87.6	32.4	19,815
軽自動車税		192,235	227,275	101.7	204,904	102.5	90.2	12,669
	環境性能割	12,936	13,823	105.5	13,823	105.5	100.0	887
	種別割	179,299	213,452	101.5	191,081	102.3	89.5	11,782
	現年課税分	176,929	192,483	102.6	187,385	102.7	97.4	10,456
	滞納繰越分	2,370	20,969	92.9	3,696	85.0	17.6	1,326
特別区たばこ税		2,870,209	2,973,244	106.8	2,973,220	106.8	100.0	103,011
	現年課税分	2,870,209	2,973,244	106.8	2,973,220	106.8	100.0	103,011
	滞納繰越分	0	0	—	0	—	—	0
入 湯 税		12,373	17,671	163.7	17,671	163.7	100.0	5,298
合 計		67,096,298	69,328,055	99.6	67,412,097	99.9	97.2	315,799

(単位:千円,%)

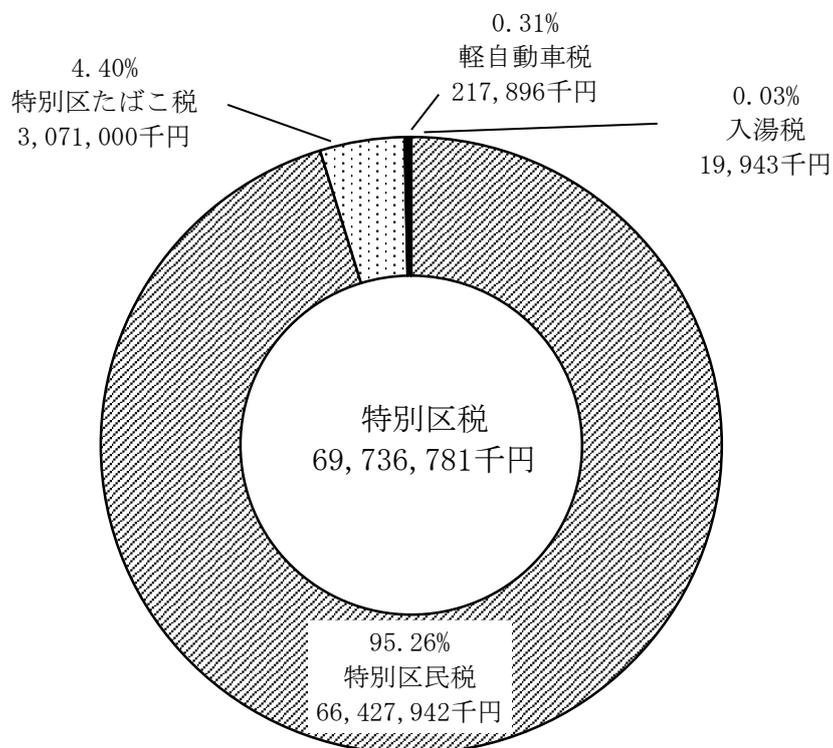
税 目	区 分	令和4年度						
		予 算 額	調定額		収入額		収 入 合 歩	対 予 算 増 減 額
			税 額	前年比	税 額	前年比		
特別区民税		66,000,009	68,186,882	103.1	66,214,291	103.1	97.1	214,282
	現年課税分	65,403,508	66,437,760	103.4	65,623,389	103.2	98.8	219,881
	普通徴収	65,095,230	18,269,039	109.0	17,592,780	108.6	96.3	146,974
	特別徴収		47,689,225	101.2	47,649,424	101.2	99.9	
	過年度分	308,278	479,496	124.7	381,185	117.5	79.5	72,907
	滞納繰越分	596,501	1,749,122	94.8	590,902	98.7	33.8	△ 5,599
軽自動車税		206,920	233,954	102.9	213,074	104.0	91.1	6,154
	環境性能割	16,632	16,693	120.8	16,693	120.8	100.0	61
	種別割	190,288	217,261	101.8	196,381	102.8	90.4	6,093
	現年課税分	187,853	198,570	103.2	193,386	103.2	97.4	5,533
	滞納繰越分	2,435	18,691	89.1	2,995	81.0	16.0	560
特別区たばこ税		3,051,724	3,125,503	105.1	3,125,479	105.1	100.0	73,755
	現年課税分	3,051,724	3,125,479	105.1	3,125,479	105.1	100.0	73,755
	滞納繰越分	0	24	—	0	—	—	0
入 湯 税		17,801	19,993	113.1	19,993	113.1	100.0	2,192
合 計		69,276,454	71,566,332	103.2	69,572,837	103.2	97.2	296,383

(2) 特別区税税目別調定額の推移

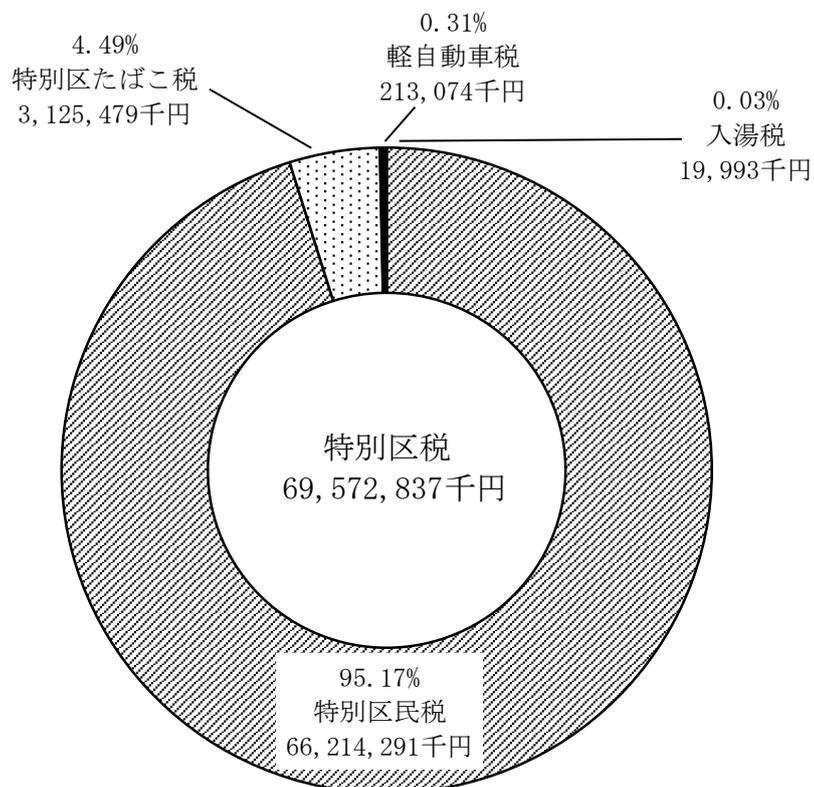


(3) 特別区税収入額の構成

① 令和5年度当初予算額

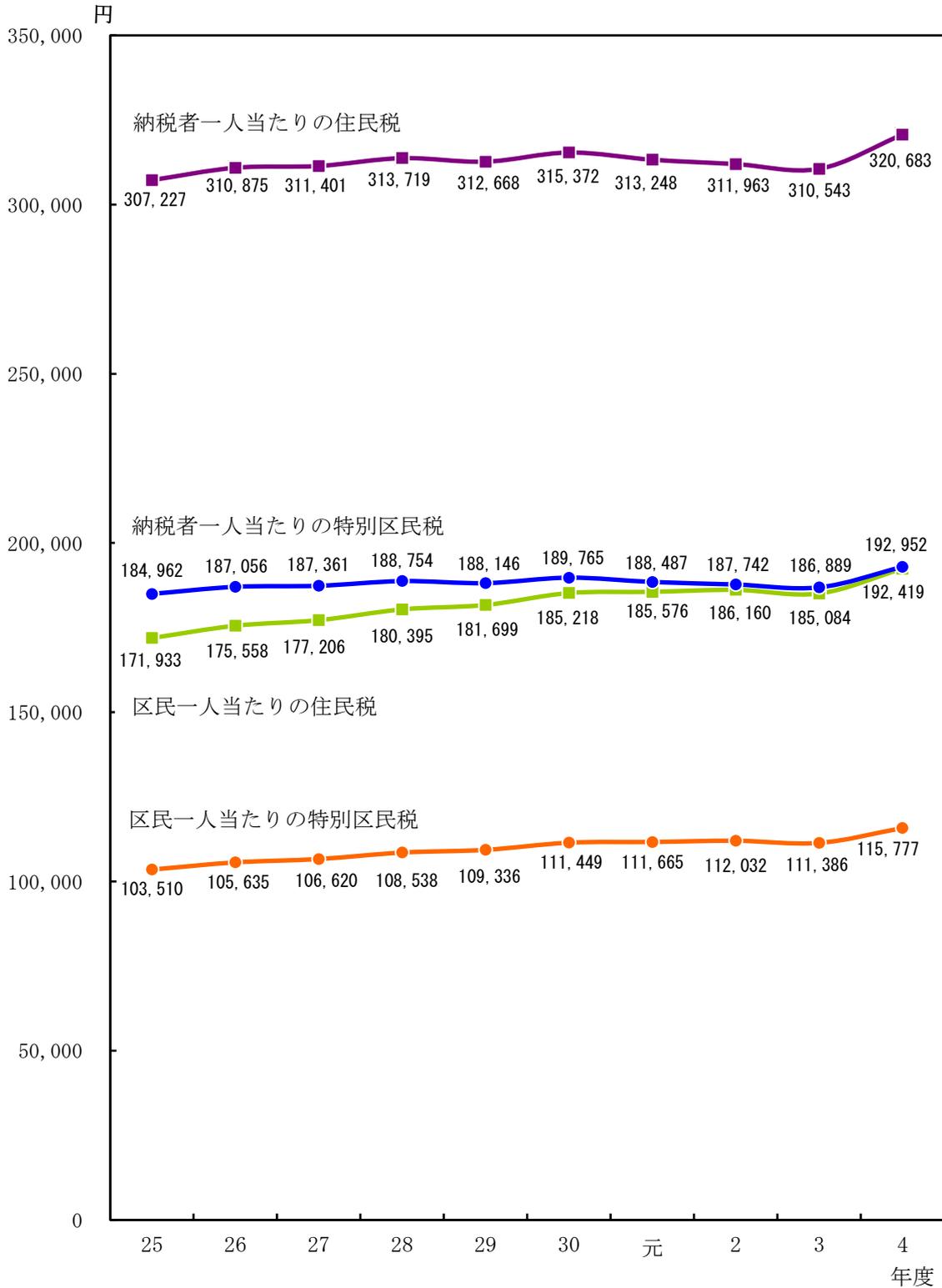


② 令和4年度決算額



7 特別区民税

(1) 区民負担額の推移（現年度分決算調定額）



(2) 所得区分別の課税状況

① 所得区分別の所得割納税義務者数

(単位:人,%)

所得区分	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	人員	構成比	前年比	人員	構成比	前年比	人員	構成比	前年比
給与所得者	268,065	82.2	99.6	268,140	82.0	100.0	270,754	82.3	101.0
営業等所得者	15,596	4.8	117.2	15,925	4.9	102.1	15,356	4.7	96.4
農業所得者	2	0.0	200.0	0	0.0	-	0	0.0	-
その他所得者	42,422	13.0	100.9	42,702	13.1	100.7	42,636	13.0	99.8
合計	326,085	100.0	100.5	326,767	100.0	100.2	328,746	100.0	100.6

資料：課税状況調（各年度7月1日現在）

② 所得区分別の所得金額・所得割額

(単位:千円,%)

所得区分	区分	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		金額	前年比	金額	前年比	金額	前年比
給与所得者	所得金額	1,198,663,884	102.0	1,223,671,810	102.1	1,273,752,870	104.1
	所得割額	47,884,012	98.2	48,403,688	101.1	50,391,023	104.1
営業等所得者	所得金額	69,210,775	112.0	84,813,393	122.5	76,689,284	90.4
	所得割額	2,893,188	108.4	3,702,989	128.0	3,221,059	87.0
農業所得者	所得金額	4,200	221.2	0	-	0	-
	所得割額	73	78.5	0	-	0	-
その他所得者	所得金額	134,650,266	104.6	137,540,101	102.1	133,901,816	97.4
	所得割額	5,102,950	102.2	5,265,778	103.2	5,038,661	95.7
分離課税をした者	所得金額	156,636,255	99.4	191,680,823	122.4	211,220,022	110.2
	所得割額	5,476,319	99.4	6,542,166	119.5	7,220,045	110.4
合計	所得金額	1,559,165,380	102.4	1,637,706,127	105.0	1,695,563,992	103.5
	所得割額	61,356,542	99.1	63,914,621	104.2	65,870,788	103.1

資料：課税状況調（各年度7月1日現在）

(3) 課税標準段階別の納税義務者数・所得割額

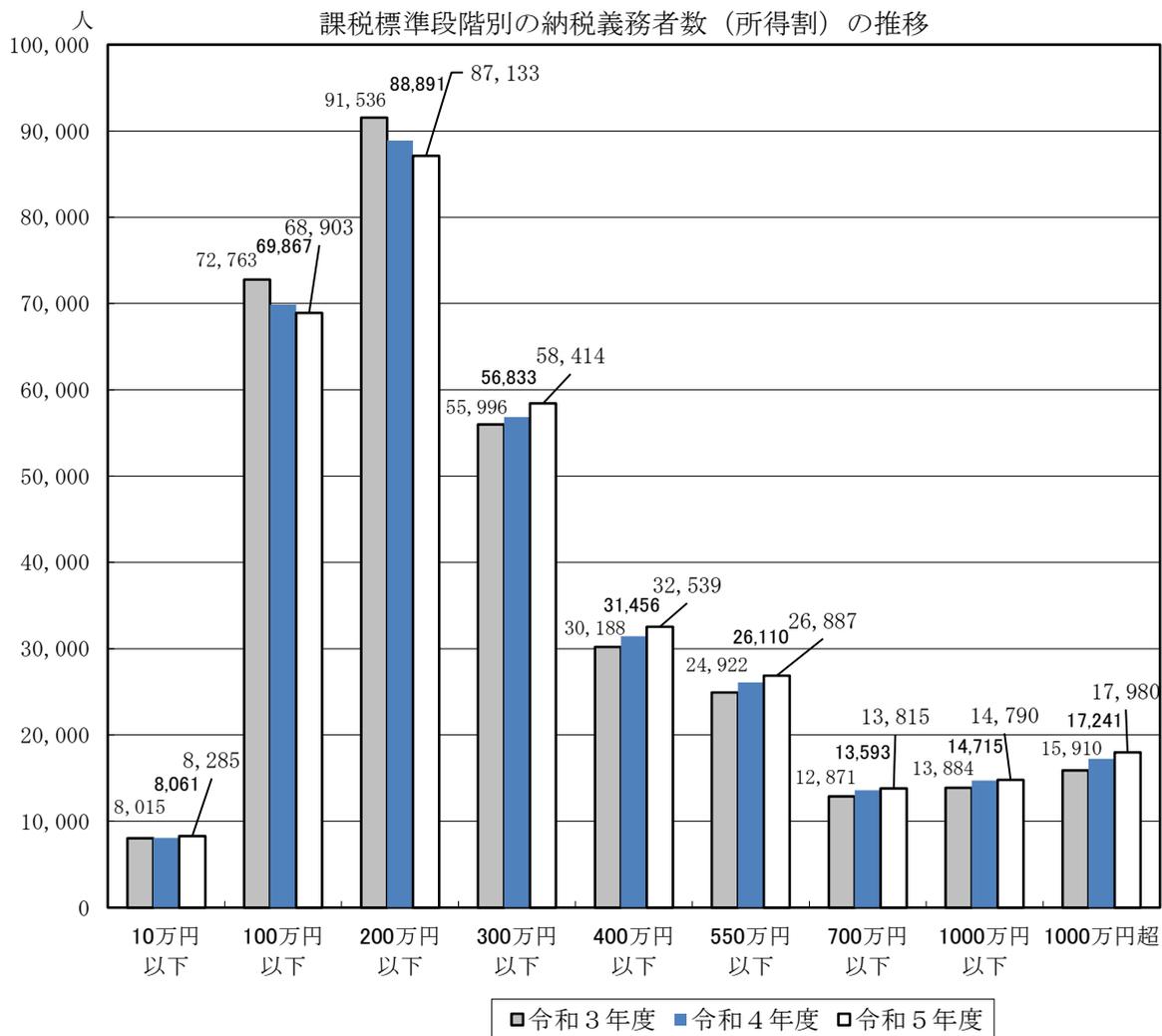
(単位:人, %, 千円)

年度	区分 課税標準額	納税義務者		総所得金額等			所得割額		
		人 員	構成比	所得金額	構成比	一人当たり	税 額	構成比	一人当たり
令和3年度	10万円以下	8,015	2.5	20,727,212	1.3	2,586	439,597	0.7	55
	100万円〃	72,763	22.3	112,718,480	7.2	1,549	2,574,664	4.2	35
	200万円〃	91,536	28.1	234,900,290	15.1	2,566	7,785,698	12.7	85
	300万円〃	55,996	17.2	213,248,934	13.7	3,808	7,826,743	12.8	140
	400万円〃	30,188	9.3	158,885,970	10.2	5,263	6,084,396	9.9	202
	550万円〃	24,922	7.6	167,615,360	10.8	6,726	6,721,804	11.0	270
	700万円〃	12,871	4.0	110,272,283	7.1	8,567	4,583,789	7.5	356
	1,000万円〃	13,884	4.3	150,447,513	9.6	10,836	6,598,546	10.8	475
	1,000万円超	15,910	4.9	390,349,338	25.0	24,535	18,741,305	30.5	1,178
	合 計	326,085	100.0	1,559,165,380	100.0	4,781	61,356,542	100.0	188
令和4年度	10万円以下	8,061	2.5	24,304,930	1.5	3,015	531,550	0.8	66
	100万円〃	69,867	21.4	111,821,601	6.8	1,600	2,543,693	4.0	36
	200万円〃	88,891	27.2	230,159,409	14.1	2,589	7,560,351	11.8	85
	300万円〃	56,833	17.4	219,489,304	13.4	3,862	7,971,569	12.5	140
	400万円〃	31,456	9.6	161,942,484	9.9	5,148	6,168,542	9.7	196
	550万円〃	26,110	8.0	175,089,432	10.7	6,706	6,939,787	10.9	266
	700万円〃	13,593	4.2	115,355,600	7.0	8,486	4,742,311	7.4	349
	1,000万円〃	14,715	4.5	162,493,776	9.9	11,043	6,981,222	10.9	474
	1,000万円超	17,241	5.3	437,049,591	26.7	25,349	20,475,596	32.0	1,188
	合 計	326,767	100.0	1,637,706,127	100.0	5,012	63,914,621	100.0	196
令和5年度	10万円以下	8,285	2.5	27,093,632	1.6	3,270	597,898	0.9	72
	100万円〃	68,903	21.0	108,934,576	6.4	1,581	2,454,605	3.7	36
	200万円〃	87,133	26.5	227,814,155	13.4	2,615	7,451,703	11.3	86
	300万円〃	58,414	17.8	225,375,460	13.3	3,858	8,149,442	12.4	140
	400万円〃	32,539	9.9	168,744,101	10.0	5,186	6,382,323	9.7	196
	550万円〃	26,887	8.2	181,606,393	10.7	6,754	7,122,081	10.8	265
	700万円〃	13,815	4.2	119,952,754	7.1	8,683	4,856,392	7.4	352
	1,000万円〃	14,790	4.5	164,478,806	9.7	11,121	6,971,618	10.6	471
	1,000万円超	17,980	5.5	471,564,115	27.8	26,227	21,884,726	33.2	1,217
	合 計	328,746	100.0	1,695,563,992	100.0	5,158	65,870,788	100.0	200

資料：課税状況調（各年度7月1日現在）

※ 課税標準額の段階は、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額の合計額によって区分。

※ 総所得金額等及び所得割額は、分離課税分を含む。



(4) 徴収方法別の納税義務者数及び特別徴収義務者数

(単位:人,%)

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度			
	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比	前年比				
納税義務者数	普通徴収	均等割のみの者	7,566	107.2	7,380	97.5	7,487	101.4	7,689	102.7	7,751	100.8
	均等割と所得割の者	87,190	99.9	87,231	100.0	87,459	100.3	87,330	99.9	87,460	100.1	
	計	94,756	100.4	94,611	99.8	94,946	100.4	95,019	100.1	95,211	100.2	
特別徴収	特別徴収	均等割のみの者	4,632	107.4	4,787	103.3	4,996	104.4	5,193	103.9	5,151	99.2
	均等割と所得割の者	232,136	102.6	237,770	102.4	242,655	102.1	241,596	99.6	241,476	100.0	
	計	236,768	102.7	242,557	102.4	247,651	102.1	246,789	99.7	246,627	99.9	
合計	331,524	102.1	337,168	101.7	342,597	101.6	341,808	99.8	341,838	100.0		
特別徴収義務者数	59,197	102.7	60,042	101.4	60,856	101.4	61,189	100.5	61,678	100.8		

※各年度の特別徴収義務者数は、当初賦課現在による。

(5) 勤務地別特別区民税（特別徴収）納税義務者数及び調定額

(単位:人,円)

区名	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額	納税義務者数	調定額
千代田区	38,633	9,924,588,500	38,677	10,234,043,400	39,203	10,779,975,100
中央区	15,603	3,607,221,900	15,020	3,491,238,500	14,472	3,447,546,600
港区	27,348	6,474,938,900	28,088	6,754,354,600	28,596	7,172,898,200
新宿区	24,011	4,521,951,100	23,858	4,548,067,900	23,283	4,529,694,700
文京区	3,550	762,825,900	3,641	778,693,100	3,562	775,395,500
台東区	2,645	422,250,300	2,627	424,347,600	2,576	433,845,500
墨田区	1,183	202,708,600	1,117	200,965,500	1,074	195,757,200
江東区	4,535	891,306,200	4,675	945,596,700	4,611	964,304,900
品川区	5,950	1,161,002,700	5,976	1,162,183,700	5,965	1,197,557,500
目黒区	2,382	376,096,500	2,428	384,213,400	2,507	401,264,600
大田区	2,379	349,209,000	2,543	412,925,700	2,279	356,087,400
世田谷区	4,810	707,444,900	4,983	729,087,900	5,036	759,730,900
渋谷区	18,402	3,279,318,300	18,491	3,390,233,100	18,727	3,467,368,800
中野区	5,814	935,459,000	5,777	942,300,900	5,790	986,861,400
杉並区	24,720	3,780,710,300	25,053	3,904,615,000	25,221	3,992,507,600
豊島区	3,239	467,459,000	3,199	464,473,800	3,202	485,501,900
北区	1,327	184,791,300	1,287	186,077,700	757	155,692,600
荒川区	280	42,628,600	304	46,013,300	297	47,320,100
板橋区	1,196	227,434,700	1,193	228,525,100	1,178	238,296,500
練馬区	1,908	323,184,900	1,936	327,802,800	1,905	355,127,600
足立区	455	81,661,100	457	85,091,600	454	81,700,800
葛飾区	278	68,357,900	286	58,917,700	266	57,817,900
江戸川区	549	89,252,400	554	85,784,000	552	87,353,100
23区以外	37,896	7,174,388,100	37,504	7,247,528,100	38,573	7,552,941,400
合計	229,093	46,056,190,100	229,674	47,033,081,100	230,086	48,522,547,800

※各年度当初賦課現在による。

(6) 譲渡所得等の分離課税現年度分調定額

(単位:千円,%)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
長期譲渡所得	調定額	1,945,945	1,802,194	1,632,489	1,843,914	2,256,051
	前年比	93.2	92.6	90.6	113.0	122.4
短期譲渡所得	調定額	45,454	31,247	31,255	49,388	28,941
	前年比	86.9	68.7	100.0	158.0	58.6
株式等に係る 譲渡所得等	調定額	1,372,892	1,043,778	1,093,969	1,493,660	1,547,906
	前年比	71.7	76.0	104.8	136.5	103.6
商品先物取引に係る 雑所得等	調定額	18,573	14,894	29,116	33,409	95,357
	前年比	98.5	80.2	195.5	114.7	285.4
上場株式等に係る 配当所得等	調定額	91,698	108,974	73,969	111,904	91,038
	前年比	105.8	118.8	67.9	151.3	81.4
合計	調定額	3,474,562	3,001,087	2,860,798	3,532,275	4,019,293
	前年比	83.5	86.4	95.3	123.5	113.8

※令和5年度は、12月末時点による。

(7) 退職所得の分離課税調定額

(単位:千円,人,%)

区分 月	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	調定額	納税義務者数								
4	69,088	243	67,563	262	86,735	339	92,010	287	122,724	339
5	131,665	508	116,674	502	157,403	588	146,908	512	90,447	443
6	42,846	260	52,309	149	47,025	205	60,319	215	147,353	304
7	94,871	207	86,408	231	83,061	235	94,553	224	95,620	264
8	102,184	241	98,387	278	85,554	260	95,447	274	94,049	274
9	39,898	135	50,920	136	46,163	157	31,706	161	83,525	185
10	45,803	151	44,918	156	52,044	159	46,793	142	80,078	147
11	51,234	169	28,834	172	47,092	168	32,396	153	72,697	172
12	24,365	121	45,106	136	37,447	159	27,912	119	49,872	154
1	45,726	145	65,322	174	55,225	140	36,184	128	—	—
2	40,281	172	38,586	181	35,075	142	32,949	160	—	—
3	54,586	144	39,087	141	59,808	137	41,516	130	—	—
合計	742,547	2,496	734,114	2,518	792,632	2,689	738,693	2,505	836,365	2,282
前年比	107.0	102.0	98.9	100.9	108.0	106.8	93.2	93.2	133.2	109.3

※令和5年度は、12月末時点による。

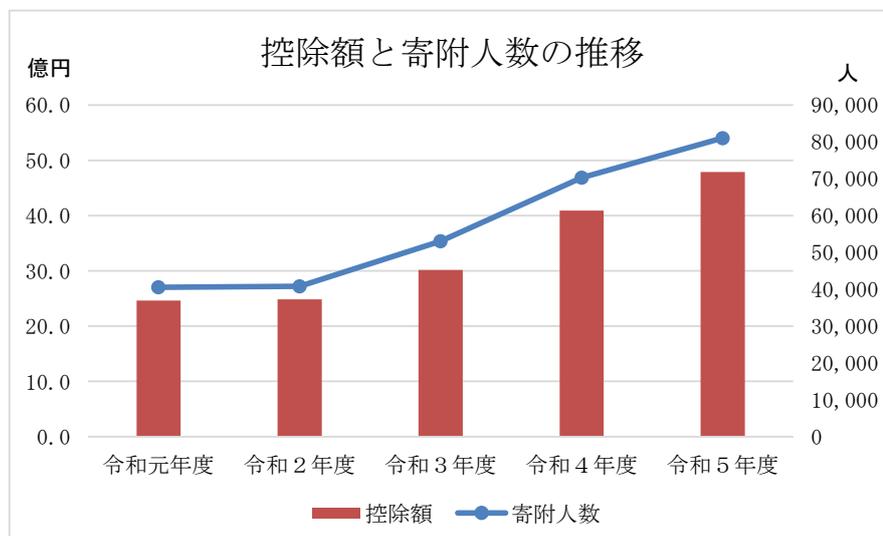
※令和5年度の前年比は、前年同月時点との比較による。

(8) ふるさと納税による調定額への影響（寄附金税額控除額）

都道府県、市区町村への寄附（ふるさと納税）を行うと、寄附した金額に応じて住民税から寄附金税額控除を受けることができます。この寄附金税額控除は、住民税の流出であり、令和5年度は47.9億円となりました。

(単位:人,千円)

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ふるさと納税額 (特別区民税)	寄附人数	40,542	40,782	53,102	70,319	81,058
	控除額	2,461,397	2,484,737	3,016,008	4,091,027	4,786,413



8 軽自動車税

(1) 軽自動車税（環境性能割）調定（現年課税分）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
件数（件）	715	721	726
金額（千円）	13,101	13,823	16,693

(2) 軽自動車税（種別割）調定・収入（現年課税分）

（単位：件、千円、％）

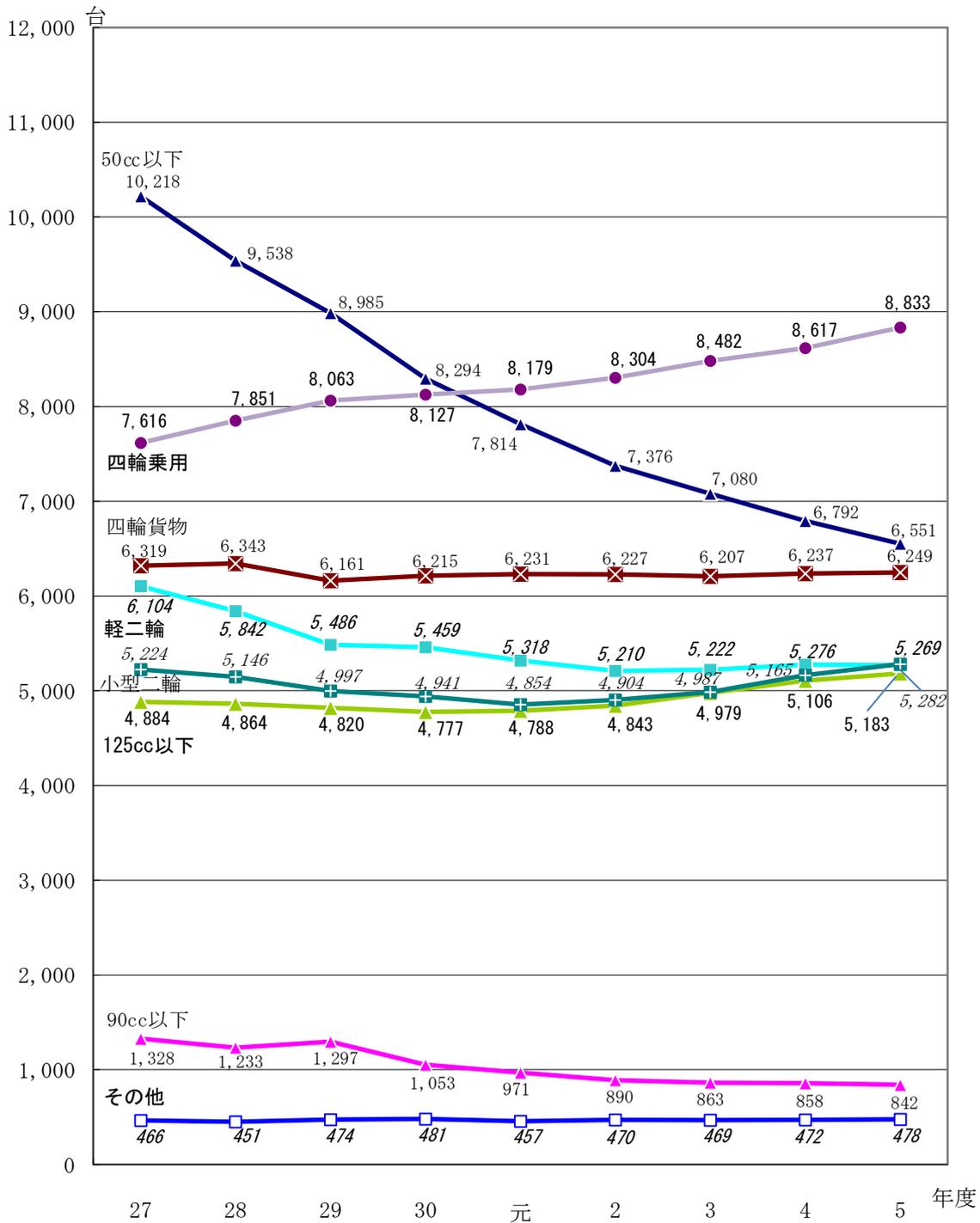
種別		区分		令和2年度					令和3年度				
				調定		収入		収入歩合	調定		収入		収入歩合
		件数	金額	件数	金額	件数	金額		件数	金額			
原動機付自転車	50CC以下	7,376	14,752	6,781	13,561	91.93	7,080	14,160	6,527	13,054	92.19		
	90CC以下	890	1,780	835	1,670	93.82	863	1,726	814	1,628	94.32		
	125CC以下	4,843	11,623	4,646	11,153	95.96	4,979	11,950	4,807	11,537	96.54		
	ミニカー	366	1,354	342	1,262	93.21	366	1,354	347	1,284	94.83		
	小計	13,475	29,509	12,604	27,646	93.69	13,288	29,190	12,495	27,503	94.22		
軽自動車	二輪	5,210	18,756	4,873	17,542	93.52	5,222	18,799	4,891	17,607	93.66		
	三輪	1	3	1	3	100.00	1	3	1	3	100.00		
	四輪乗用	8,304	80,289	8,219	79,345	98.82	8,482	84,712	8,398	83,752	98.87		
	四輪貨物用	6,227	29,156	6,166	28,844	98.93	6,207	29,312	6,136	28,970	98.83		
	雪上車	0	0	0	0	-	0	0	0	0	-		
小計	19,722	128,132	19,240	125,666	98.08	19,912	132,826	19,426	130,332	98.12			
小型特殊自動車	農耕作業用	16	39	16	39	100.00	16	38	16	38	100.00		
	特殊作業用	87	513	86	507	98.83	86	507	85	502	99.01		
二輪の小型自動車		4,904	29,424	4,745	28,464	96.74	4,987	29,922	4,835	29,010	96.95		
合計		38,224	187,689	36,710	182,390	97.18	38,289	192,483	36,857	187,385	97.35		

種別		区分		令和4年度					令和5年度	
				調定		収入		収入歩合	調定	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額			
原動機付自転車	50CC以下	6,792	13,584	6,197	12,394	91.24	6,551	13,102		
	90CC以下	858	1,716	801	1,602	93.36	842	1,684		
	125CC以下	5,106	12,254	4,895	11,747	95.86	5,183	12,439		
	ミニカー	369	1,365	345	1,277	93.55	381	1,410		
	小計	13,125	28,919	12,238	27,020	93.43	12,957	28,635		
軽自動車	二輪	5,276	18,994	4,953	17,831	93.88	5,269	18,968		
	三輪	1	3	1	3	100.00	1	3		
	四輪乗用	8,617	89,257	8,539	88,371	99.01	8,833	92,099		
	四輪貨物用	6,237	29,864	6,164	29,499	98.78	6,249	30,160		
	雪上車	0	0	0	0	-	0	0		
小計	20,131	138,118	19,657	135,704	98.25	20,352	141,230			
小型特殊自動車	農耕作業用	17	41	17	41	100.00	15	36		
	特殊作業用	85	502	84	495	98.61	81	478		
二輪の小型自動車		5,165	30,990	5,021	30,126	97.21	5,282	31,692		
合計		38,523	198,570	37,017	193,386	97.39	38,687	202,071		



※令和5年度は、7月1日現在の数値。

(3) 車種別にみる軽自動車税（種別割）賦課台数の推移



9 特別区たばこ税

(1) 月別売渡本数

(単位:千本,%)

区分 売渡月	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	売渡本数		売渡本数		売渡本数		売渡本数		売渡本数	
		前年比								
3月分	39,219	88.3	39,575	100.9	40,346	101.9	41,992	104.1	41,100	97.9
4月分	39,907	103.0	38,713	97.0	40,387	104.3	39,555	97.9	40,381	102.1
5月分	40,226	90.7	40,602	100.9	39,067	96.2	38,589	98.8	41,521	107.6
6月分	39,570	93.4	41,304	104.4	40,481	98.0	39,785	98.3	40,693	102.3
7月分	41,211	97.6	39,728	96.4	41,916	105.5	40,045	95.5	40,510	101.2
8月分	41,985	100.6	39,566	94.2	39,273	99.3	39,641	100.9	42,549	107.3
9月分	43,402	74.3	54,239	125.0	54,107	99.8	41,249	76.2	40,721	98.7
10月分	37,440	126.7	31,044	82.9	29,783	95.9	40,821	137.1	40,577	99.4
11月分	37,841	102.0	32,943	87.1	36,962	112.2	39,874	107.9	39,613	99.3
12月分	39,874	98.5	42,423	106.4	38,967	91.9	43,122	110.7	-	-
1月分	35,791	94.6	37,730	105.4	35,574	94.3	36,277	102.0	-	-
2月分	37,986	104.5	36,124	95.1	34,754	96.2	36,072	103.8	-	-
小計	474,452	96.1	473,991	99.9	471,617	99.5	477,022	101.1	367,665	101.7
内、旧3級品	7,362	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過年度分	0	-	0	-	0	-	65	-	0	-
滞納繰越分	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
手持品分	224	-	22,589	-	23,954	-	0	-	0	-
合計	474,676	91.1	496,580	104.6	495,571	99.8	477,088	96.3	367,665	101.7

※令和5年度は、11月売渡分までによる。
 ※令和5年度の前年比は、前年同月時点との比較による。

(2) 月別調定額

(単位:千円, %)

区分 売渡月	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	調定額		調定額		調定額		調定額		調定額	
		前年比								
3月分	221,428	96.2	225,262	101.7	247,000	109.7	275,134	111.4	269,290	97.9
4月分	225,346	111.1	220,354	97.8	247,246	112.2	259,165	104.8	264,579	102.1
5月分	227,138	98.0	231,104	101.7	239,168	103.5	252,836	105.7	272,043	107.6
6月分	223,436	100.9	235,103	105.2	247,826	105.4	260,674	105.2	266,624	102.3
7月分	232,695	105.4	226,132	97.2	256,610	113.5	262,379	102.2	265,419	101.2
8月分	237,052	108.7	225,209	95.0	240,430	106.8	259,726	108.0	278,778	107.3
9月分	245,544	80.3	308,729	125.7	331,244	107.3	270,261	81.6	266,802	98.7
10月分	213,134	128.0	190,059	89.2	195,149	102.7	267,458	137.1	265,862	99.4
11月分	215,391	102.9	201,677	93.6	242,171	120.1	261,253	107.9	259,542	99.3
12月分	226,962	99.4	259,716	114.4	255,310	98.3	282,534	110.7	-	-
1月分	203,719	95.4	230,982	113.4	233,080	100.9	237,686	102.0	-	-
2月分	216,217	105.4	221,150	102.3	227,710	103.0	236,345	103.8	-	-
小計	2,688,062	101.3	2,775,477	103.3	2,962,944	106.8	3,125,451	105.5	2,408,939	101.7
内、旧3級品	29,386	-	-	-	-	-	-	-	-	-
過年度分	0	-	0	-	0	-	28	-	0	-
滞納繰越分	0	-	0	-	0	-	0	-	0	-
手持品分	380	-	9,713	-	10,300	-	0	-	0	-
合計	2,688,442	100.8	2,785,190	103.6	2,973,244	106.8	3,125,479	105.1	2,408,939	101.7

※令和5年度は、11月売渡分までによる。
 ※令和5年度の前年比は、前年同月時点との比較による。

【税率】	旧3級品の 紙巻たばこ	一般の 製造たばこ
○平成29年4月売渡分から平成30年3月売渡分まで	3,355 円/千本	5,262 円/千本
○平成30年4月売渡分から平成30年9月売渡分まで	4,000 円/千本	5,262 円/千本
○平成30年10月売渡分から令和元年9月売渡分まで	4,000 円/千本	5,692 円/千本
○令和元年10月売渡分から令和2年9月売渡分まで		5,692 円/千本
○令和2年10月売渡分から令和3年9月売渡分まで		6,122 円/千本
○令和3年10月売渡分から		6,552 円/千本

(3) 調定額の比較（現年度分）

(単位:千円, %)

区分 区名	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	調定額	前年比								
千代田	3,711,797	106.31	3,760,515	101.31	2,533,267	67.36	2,620,399	103.44	2,998,535	114.43
中央	2,942,816	100.85	2,771,436	94.18	2,076,582	74.93	2,266,662	109.15	2,419,828	106.76
港	5,713,290	96.80	6,039,443	105.71	4,517,512	74.80	4,924,332	109.01	5,121,032	103.99
新宿	5,910,204	93.91	5,099,930	86.29	4,320,462	84.72	5,117,417	118.45	5,883,192	114.96
文京	1,050,353	98.77	1,021,326	97.24	936,392	91.68	998,926	106.68	1,060,827	106.20
台東	3,581,672	107.43	3,318,780	92.66	2,683,012	80.84	2,802,488	104.45	2,957,283	105.52
墨田	2,079,849	98.10	2,100,601	101.00	2,003,006	95.35	2,125,644	106.12	2,297,131	108.07
江東	3,668,687	99.35	3,865,766	105.37	3,600,979	93.15	3,816,097	105.97	4,043,996	105.97
品川	3,249,658	99.63	3,363,034	103.49	3,057,586	90.92	3,295,399	107.78	3,560,843	108.05
目黒	1,881,268	94.16	1,817,194	96.59	1,582,890	87.11	1,668,261	105.39	1,790,706	107.34
大田	4,811,972	99.00	4,835,229	100.48	4,654,270	96.26	4,867,935	104.59	5,108,049	104.93
世田谷	4,154,218	97.98	4,177,442	100.56	4,139,699	99.10	4,364,109	105.42	4,618,780	105.84
渋谷	3,295,007	97.49	3,225,762	97.90	2,549,744	79.04	2,784,900	109.22	3,023,585	108.57
中野	1,883,042	97.60	1,903,999	101.11	1,904,398	100.02	1,985,205	104.24	2,080,628	104.81
杉並	2,665,872	98.45	2,688,442	100.85	2,785,190	103.60	2,973,244	106.75	3,125,451	105.12
豊島	3,132,540	98.01	3,086,765	98.54	2,654,145	85.98	2,867,386	108.03	3,210,933	111.98
北	2,115,942	99.09	2,100,609	99.28	2,046,725	97.43	2,163,037	105.68	2,351,755	108.72
荒川	1,496,605	100.94	1,441,281	96.30	1,390,348	96.47	1,616,023	116.23	1,623,617	100.47
板橋	3,425,415	98.98	3,459,892	101.01	3,476,198	100.47	3,678,458	105.82	3,840,533	104.41
練馬	3,373,797	99.75	3,391,004	100.51	3,500,270	103.22	3,673,492	104.95	3,823,006	104.07
足立	4,987,637	103.12	4,975,952	99.77	5,018,040	100.85	5,358,987	106.79	5,626,406	104.99
葛飾	3,047,717	98.94	3,074,250	100.87	2,981,106	96.97	3,144,810	105.49	3,322,053	105.64
江戸川	4,584,924	100.34	4,700,772	102.53	4,717,656	100.36	5,023,551	106.48	5,269,460	104.90
計	76,764,282	99.26	76,219,424	99.29	69,129,477	90.70	74,136,762	107.24	79,157,629	106.77

資料：「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

10 課税最低限

(1) 所得税・住民税の課税最低限の推移（給与所得者）

(単位:千円)

所得税		29年分	30年分	元年分	2年分	3年分	4年分
住民税		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
単身	所得税の課税最低限	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211	1,211
	住民税	均等割の非課税限度額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		所得割の非課税限度額	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
		所得割の課税最低限	1,152	1,152	1,152	1,152	1,152
夫婦	所得税の課税最低限	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688	1,688
	住民税	均等割の非課税限度額	1,560	1,560	1,560	1,560	1,560
		所得割の非課税限度額	1,703	1,703	1,703	1,703	1,703
		所得割の課税最低限	1,541	1,541	1,541	1,541	1,541
夫婦 子一人	所得税の課税最低限	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	〃 内特定扶養一人含んだ場合	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854	2,854
	住民税	均等割の非課税限度額	2,059	2,059	2,059	2,059	2,059
		所得割の非課税限度額	2,215	2,215	2,215	2,215	2,215
		所得割の課税最低限	2,127	2,127	2,127	2,127	2,127
		〃 内特定扶養一人含んだ場合	2,345	2,345	2,345	2,345	2,345
夫婦 子二人	所得税の課税最低限	3,090	3,090	3,090	3,090	3,090	3,090
	〃 内特定扶養一人含んだ場合	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545	3,545
	住民税	均等割の非課税限度額	2,559	2,559	2,559	2,559	2,559
		所得割の非課税限度額	2,715	2,715	2,715	2,715	2,715
		所得割の課税最低限	2,727	2,727	2,727	2,727	2,727
		〃 内特定扶養一人含んだ場合	2,945	2,945	2,945	2,945	2,945

(2) 住民税の課税最低限の内訳

夫婦子二人の場合（控除対象扶養親族。内、一人は特定扶養親族に該当）

給与所得控除	社会 保険料 控除	基礎 控除	配偶者 控除	特定扶 養控除	扶養 控除
963千円	442千円	430千円	330千円	450千円	330千円
(※1)	(※2)				
給与収入 2,945千円					

(※1) 給与所得控除

$$\begin{array}{rcl} \text{給与収入} & \text{割合} & \\ 2,945\text{千円} & \times 30\% & + \quad 80\text{千円} & = & 963\text{千円} \end{array}$$

(※2) 社会保険料控除

$$\begin{array}{rcl} \text{給与収入} & \text{割合} & \\ 2,945\text{千円} & \times 15\% & = & 442\text{千円} \end{array}$$

社会保険料控除のモデル計算式は平成27年に改訂された。（給与収入の10%→15%）

資料：財務省ホームページ資料、総務省ホームページ資料等

11 減免状況

(1) 特別区民税・都民税

年度	区分 事由	全 額 免 除			一 部 減 額		
		対象となる税額	減 免 額	件数	対象となる税額	減 免 額	件数
平成 30 年度	生活保護	4,525,800	4,525,800	98	0	0	0
	災害	32,800	32,800	1	1,135,600	404,700	5
	生活困難	0	0	0	0	0	0
	疾病障害	0	0	0	0	0	0
	その他	12,000	12,000	1	0	0	0
	計	4,570,600	4,570,600	100	1,135,600	404,700	5
令和 元 年度	生活保護	3,396,300	3,396,300	80	0	0	0
	災害	72,100	72,100	3	0	0	0
	生活困難	0	0	0	0	0	0
	疾病障害	0	0	0	0	0	0
	その他	11,500	11,500	1	0	0	0
	計	3,479,900	3,479,900	84	0	0	0
令和 2 年度	生活保護	3,643,700	3,643,700	85	0	0	0
	災害	43,000	43,000	1	0	0	0
	生活困難	0	0	0	0	0	0
	疾病障害	0	0	0	0	0	0
	その他	12,000	12,000	1	0	0	0
	計	3,698,700	3,698,700	87	0	0	0
令和 3 年度	生活保護	3,784,200	3,784,200	88	0	0	0
	災害	0	0	0	0	0	0
	生活困難	0	0	0	0	0	0
	疾病障害	0	0	0	0	0	0
	その他	13,000	13,000	1	0	0	0
	計	3,797,200	3,797,200	89	0	0	0
令和 4 年度	生活保護	4,693,700	4,693,700	114	0	0	0
	災害	21,600	21,600	1	0	0	0
	生活困難	0	0	0	0	0	0
	疾病障害	0	0	0	0	0	0
	その他	13,000	13,000	1	0	0	0
	計	4,728,300	4,728,300	116	0	0	0

(2) 軽自動車税（種別割）

年度	区分	原 動 機 付 自 転 車					軽 自 動 車				
		50CC 以下	90CC 以下	125CC 以下	ミニカー	小計	二輪	三輪	四輪 乗用	四輪 貨物用	雪上車
30	金 額	22,000	0	7,200	0	29,200	10,800	0	1,564,900	159,600	0
	台 数	11	0	3	0	14	3	0	172	34	0
元	金 額	26,000	0	9,600	0	35,600	14,400	0	1,743,400	152,400	0
	台 数	13	0	4	0	17	4	0	188	32	0
2	金 額	28,000	0	7,200	0	35,200	10,800	0	1,876,300	179,600	0
	台 数	14	0	3	0	17	3	0	198	38	0
3	金 額	30,000	0	19,200	0	49,200	14,400	0	2,082,300	154,300	0
	台 数	15	0	8	0	23	4	0	214	32	0
4	金 額	24,000	0	9,600	0	33,600	3,600	0	2,229,900	167,300	0
	台 数	12	0	4	0	16	2	0	217	34	0

(単位:円, 件, %)

合 計			減免率	棄却件数	却下件数
対象となる税額	減 免 額	件数			
4,525,800	4,525,800	98	100.00	0	0
1,168,400	437,500	6	37.44	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
12,000	12,000	1	100.00	0	0
5,706,200	4,975,300	105	87.19	0	0
3,396,300	3,396,300	80	100.00	0	0
72,100	72,100	3	100.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
11,500	11,500	1	100.00	0	0
3,479,900	3,479,900	84	100.00	0	0
3,643,700	3,643,700	85	100.00	0	1
43,000	43,000	1	100.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
12,000	12,000	1	100.00	0	0
3,698,700	3,698,700	87	100.00	0	1
3,784,200	3,784,200	88	100.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
13,000	13,000	1	100.00	0	0
3,797,200	3,797,200	89	100.00	0	0
4,693,700	4,693,700	114	100.00	0	0
21,600	21,600	1	100.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
0	0	0	0.00	0	0
13,000	13,000	1	100.00	0	0
4,728,300	4,728,300	116	100.00	0	0

(単位:円, 台)

小計	小型特殊 自動車		二輪の 小型 自動車	合計
	農耕 作業用	特殊 作業用		
1,735,300	0	0	30,000	1,794,500
209	0	0	5	228
1,910,200	0	0	36,000	1,981,800
224	0	0	6	247
2,066,700	0	0	42,000	2,143,900
239	0	0	7	263
2,251,000	0	0	36,000	2,336,200
250	0	0	6	279
2,400,800	0	0	36,000	2,470,400
253	0	0	6	275

12 税証明書発行状況

(1) 税証明書発行件数部門別集計表

令和4年度

区分	特別区民税・都民税					
	納税証明		課税証明		非課税証明	
	有料	無料	有料	無料	有料	無料
井草区民事務所	304	58	1,603	40	1,253	162
西荻区民事務所	183	10	742	5	795	20
高円寺区民事務所	101	11	617	14	457	56
高井戸区民事務所	475	33	2,671	86	2,510	251
永福和泉区民事務所	473	45	1,871	55	1,269	211
荻窪区民事務所	1,032	218	3,740	34	2,568	149
区民事務所 計	2,568	375	11,244	234	8,852	849
区役所区民課	1,160	35	4,518	55	2,393	114
課税課	4,564	311	10,398	45	8,428	198
合 計	8,292	721	26,160	334	19,673	1,161

(単位:件,%)

コンビニ	軽自動車税 種別割		合 計			
	納税証明		有料	無料	計	構成比
有料	有料	無料	有料	無料	計	構成比
—	5	298	3,165	558	3,723	4.8
—	0	33	1,720	68	1,788	2.3
—	0	43	1,175	124	1,299	1.7
—	1	104	5,657	474	6,131	7.9
—	4	158	3,617	469	4,086	5.3
—	9	66	7,349	467	7,816	10.1
—	19	702	22,683	2,160	24,843	32.1
19,548	1	19	27,620	223	27,843	36.0
—	28	664	23,418	1,218	24,636	31.9
19,548	48	1,385	73,721	3,601	77,322	100.0



13 収納関係

(1) 滞納整理を取り巻く背景

令和4年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響による景気の下振れから緩やかに持ち直しましたが、ウクライナ情勢を契機とした原材料、エネルギー等の価格高騰による個人消費や設備投資の遅れや、欧米各国の金融引き締めによる世界的な景気後退への懸念など、これまでの延長線上にない様々な変化の下で、景気が下振れするリスク状態が続きました。

区においては、基幹的収入である特別区税は、特別区民税が納税義務者一人当たりの税負担額の増や徴税努力により増収となったことから、令和4年度決算が前年度比21億6,074万円(3.2%)増の695億7,283万円余となりました。また、特別区税の収納率は、97.21%(対前年度比 Δ 0.03ポイント)で、このうち特別区民税は、現年課税分98.77%(対前年度 Δ 0.22ポイント)、滞納繰越分33.78%(対前年度1.35ポイント)となりました。

(2) 特別区民税の徴収及び滞納整理の取組

① デジタル技術を活用した徴収整理事務の拡充

令和4年10月から、新たにスマートフォン決済アプリを利用した電子収納サービスを導入し、区民の利便性の向上を図りました。また、同年10月、預貯金照会等電子サービスを導入し、一部金融機関からの調査回答の迅速化を進めました。

② 滞納繰越分の滞納整理

担税力があるにもかかわらず納税しない滞納者に対して、新型コロナウイルス感染症による生活状況の変化等を踏まえた上で勤務先調査や財産調査等を行い、預金・給与・動産等の差押や執行停止を行うなど、早期解決に向けた滞納整理に努めました。

③ 口座振替勧奨の実施

金融機関のキャッシュカードの利用による口座振替申込手続(ペイジー口座振替受付サービス)のPRを積極的に行うなど、区民への口座振替勧奨を行いました。

④ 納税意識の普及啓発

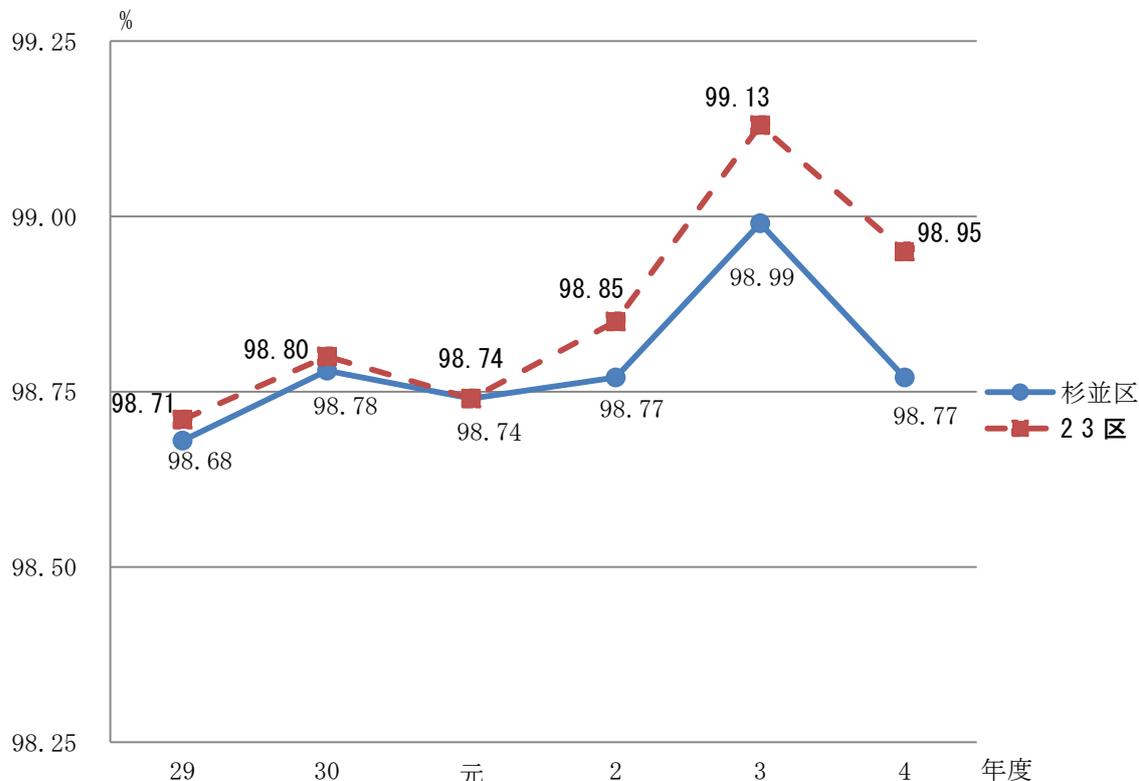
区内の公立・私立中学3年生に「わたしたちの区税」(中学生版)を配付し、区税への理解を深めてもらうとともに納税貯蓄組合連合会が行う中学生の税についての作文募集において、区長賞と教育長(5年度新設)の表彰を行いました。

三税(区役所・都税事務所・税務署)と杉並・荻窪両税務署管内の税務関係民間団体が協力して、納税者の皆様に納期内納税や口座振替を勧奨する「第15回杉並納税街頭キャンペーン」は、令和5年10月29日に開催しました。

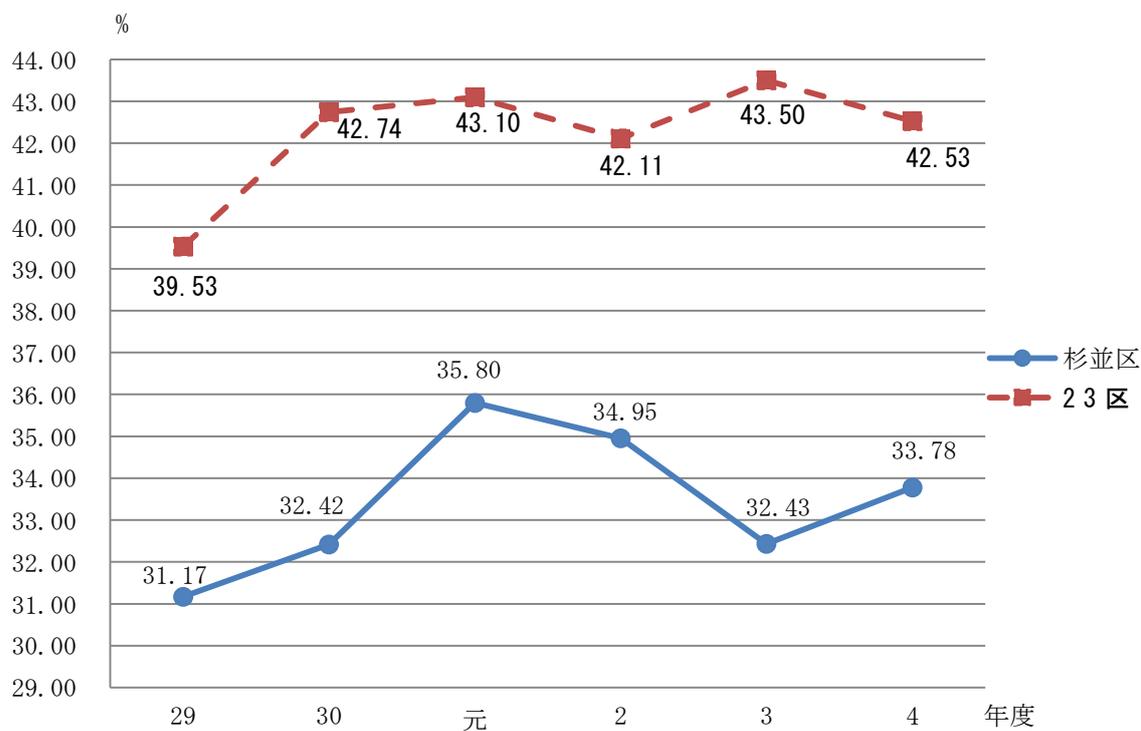
また、「税を考える週間」に合わせて、小・中学生の「税についての作文」・「標語」・「絵はがき」の入賞作品を令和5年11月20日から24日(祝日除く)までの間、区役所2階区民ギャラリーで展示しました。

(3) 特別区民税収納率の推移

① 現年課税分（過年度分を含む）



② 滞納繰越分



資料：「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

(4) 特別区民税収納実績調

年度	区分		調定額 A	収入済額 B	B/A	還付未済額 C
	徴収方法別					
令和2年度	現年課税分	現年度分				
		普通徴収	16,983,768,484	16,294,128,771	95.94	3,706,736
		特別徴収	47,336,046,883	47,261,559,717	99.84	10,190,294
		計	64,319,815,367	63,555,688,488	98.81	13,897,030
		過年度分	306,982,050	276,607,619	90.11	3,130
		小計	64,626,797,417	63,832,296,107	98.77	13,900,160
		滞納繰越分	1,954,372,446	683,074,434	34.95	617,696
	合計	66,581,169,863	64,515,370,541	96.90	14,517,856	
令和3年度	現年課税分	現年度分				
		普通徴収	16,759,599,536	16,203,889,371	96.68	7,178,074
		特別徴収	47,120,442,835	47,089,349,846	99.93	10,553,232
		計	63,880,042,371	63,293,239,217	99.08	17,731,306
		過年度分	384,469,800	324,541,928	84.41	412,113
		小計	64,264,512,171	63,617,781,145	98.99	18,143,419
		滞納繰越分	1,845,352,467	598,520,997	32.43	520,874
	合計	66,109,864,638	64,216,302,142	97.14	18,664,293	
令和4年度	現年課税分	現年度分				
		普通徴収	18,269,039,070	17,592,779,654	96.30	7,176,678
		特別徴収	47,689,224,598	47,649,424,419	99.92	8,720,059
		計	65,958,263,668	65,242,204,073	98.91	15,896,737
		過年度分	479,496,240	381,184,988	79.50	730,599
		小計	66,437,759,908	65,623,389,061	98.77	16,627,336
		滞納繰越分	1,749,122,157	590,901,866	33.78	344,806
	合計	68,186,882,065	66,214,290,927	97.11	16,972,142	

(単位:円, %)

差引収入額 D (B - C)	D / A	不納欠損額 E	収入未済額 F (A - D - E)	年度
16,290,422,035	95.92	12,271,046	681,075,403	令和2年度
47,251,369,423	99.82	36,469	84,640,991	
63,541,791,458	98.79	12,307,515	765,716,394	
276,604,489	90.10	1,850,500	28,527,061	
63,818,395,947	98.75	14,158,015	794,243,455	
682,456,738	34.92	212,811,331	1,059,104,377	
64,500,852,685	96.88	226,969,346	1,853,347,832	
16,196,711,297	96.64	10,313,515	552,574,724	令和3年度
47,078,796,614	99.91	124,616	41,521,605	
63,275,507,911	99.05	10,438,131	594,096,329	
324,129,815	84.31	381,537	59,958,448	
63,599,637,726	98.97	10,819,668	654,054,777	
598,000,123	32.41	151,198,252	1,096,154,092	
64,197,637,849	97.11	162,017,920	1,750,208,869	
17,585,602,976	96.26	6,867,838	676,568,256	令和4年度
47,640,704,360	99.90	95,259	48,424,979	
65,226,307,336	98.89	6,963,097	724,993,235	
380,454,389	79.34	392,769	98,649,082	
65,606,761,725	98.75	7,355,866	823,642,317	
590,557,060	33.76	142,268,581	1,016,296,516	
66,197,318,785	97.08	149,624,447	1,839,938,833	

(5) 特別区民税・都民税（普通徴収）口座振替者数の推移

(単位:人,%)

年 度	納税義務者 (A)	口座振替による 納付者 (B)	B/A
令和2年度	94,969	27,754	29.2
令和3年度	95,019	29,468	31.0
令和4年度	95,211	29,804	31.3

(6) 収納方法別納付状況

①特別区民税・都民税（普通徴収・現年課税分）

(単位:千円,%,件)

納付方法		コンビニ	モバイルレジ	口座振替	その他収納	合 計
令和2年度	金額	5,807,330	503,728	10,786,838	10,421,929	27,519,825
	金額に対する構成比	21.1	1.8	39.2	37.9	100.0
	件数	181,271	9,348	85,735	84,924	361,278
	件数に対する構成比	50.2	2.6	23.7	23.5	100.0
令和3年度	金額	5,379,606	189,764	11,099,890	10,764,372	27,433,632
	金額に対する構成比	19.6	0.7	40.5	39.2	100.0
	件数	175,351	4,276	91,098	94,714	365,439
	件数に対する構成比	48.0	1.2	24.9	25.9	100.0
令和4年度	金額	5,420,745	224,553	11,791,166	12,419,478	29,855,942
	金額に対する構成比	18.2	0.8	39.5	41.6	100.0
	件数	166,740	8,307	91,631	101,362	368,040
	件数に対する構成比	45.3	2.3	24.9	27.5	100.0

※延滞金は除く。

※その他収納は、金融機関、区役所、区民事務所を含む。

②軽自動車税種別割（現年課税分）

(単位:千円,%,件)

納付方法		コンビニ	モバイルレジ	口座振替	その他収納	合 計
令和2年度	金額	135,262	3,113	-	44,015	182,390
	金額に対する構成比	74.2	1.7	-	24.1	100.0
	件数	27,752	600	-	8,358	36,710
	件数に対する構成比	75.6	1.6	-	22.8	100.0
令和3年度	金額	127,657	2,400	-	57,328	187,385
	金額に対する構成比	68.1	1.3	-	30.6	100.0
	件数	25,719	474	-	10,664	36,857
	件数に対する構成比	69.8	1.3	-	28.9	100.0
令和4年度	金額	131,979	5,485	-	55,922	193,386
	金額に対する構成比	68.3	2.8	-	28.9	100.0
	件数	25,873	1,059	-	10,085	37,017
	件数に対する構成比	69.9	2.9	-	27.2	100.0

※その他収納は、金融機関、区役所、区民事務所を含む。

14 差押及び公売等（特別区民税・都民税）

（１）差押実績調

(単位:円,人,件)

年 度	区 分	不 動 産	債 権	そ の 他	計
令和 2 年度	税 額	3,687,780	318,628,411	2,299,400	324,615,591
	納税義務者数	9	1,321	5	1,335
	件 数	99	8,878	36	9,013
令和 3 年度	税 額	2,573,176	312,267,421	254,000	315,094,597
	納税義務者数	6	1,101	1	1,108
	件 数	131	8,571	29	8,731
令和 4 年度	税 額	12,603,553	533,281,439	33,000	545,917,992
	納税義務者数	13	1,754	1	1,768
	件 数	145	14,400	12	14,557

※納税義務者数は、特別徴収義務者数を含む。

※電話加入権の実績はない。

（２）インターネット公売調

(単位:点,円)

年 度	回	公売点数	落札価格総額	公売物品等
令和 2 年度	1 回目	9	17,400	BDソフト、サインボール他
	2 回目	8	15,400	DVDソフト、書籍、フィギュア他
	3 回目	6	28,510	腕時計 3 点、パーカー他
	4 回目	7	35,600	CDソフト、フィギュア他
	5 回目	7	4,320	サインボール、Tシャツ他
令和 3 年度	1 回目	1	500	フィギュア
令和 4 年度	未実施※			※一般(動産)の公売は 2回実施している

※公売不調分を除く。

（３）搜索実績調

(単位:件,円)

年 度	搜索件数	搜索対象者の滞納総額	
令和 2 年度	0	0	※令和 2 年度は実績なし
令和 3 年度	0	0	※令和 3 年度は実績なし
令和 4 年度	0	0	※令和 4 年度は実績なし

※滞納総額は、搜索時点での本税相当額である。

(4) 滞納整理状況

年度	区分	調定額 A	納期内収入額 (※1)		滞納額 (A - B) C	滞納処分以外 の収入額 D
			B	B / A		
令和2年度	現年課税分	64,626,797	62,496,439	96.7	2,130,358	1,299,878
	滞納繰越分	1,954,373	-618	0.0	1,954,991	497,691
	合計	66,581,170	62,495,821	93.9	4,085,349	1,797,569
令和3年度	現年課税分	64,264,512	62,379,872	97.1	1,884,640	1,203,734
	滞納繰越分	1,845,353	-521	0.0	1,845,874	509,919
	合計	66,109,865	62,379,351	94.4	3,730,514	1,713,653
令和4年度	現年課税分	66,437,760	64,185,819	96.6	2,251,941	1,398,209
	滞納繰越分	1,749,122	-345	0.0	1,749,467	468,514
	合計	68,186,882	64,185,474	94.1	4,001,408	1,866,723

資料：「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

(※1) 納期内収入額は、督促状を発した日から起算して10日を経過した日（納期限後30日）までに収納された金額である。

(※2) 滞納処分による収入額は、公売、差押債権取立による収入金額、交付要求による配当金である。

(単位:千円,%)

左の滞納額 に対する収入額			不納欠損額		収入未済額 (C - F - G)	年度
滞納処分による 収入額 (※2)	計 (D + E)		G	G / C		
	E	F			F / C	H
22,080	1,321,958	62.1	14,158	0.7	794,242	令和 2 年度
185,383	683,074	34.9	212,811	10.9	1,059,106	
207,463	2,005,032	49.1	226,969	5.6	1,853,348	
16,032	1,219,766	64.7	10,820	0.6	654,054	令和 3 年度
88,602	598,521	32.4	151,198	8.2	1,096,155	
104,634	1,818,287	48.7	162,018	4.3	1,750,209	
22,734	1,420,943	63.1	7,356	0.3	823,642	令和 4 年度
122,388	590,902	33.8	142,269	8.1	1,016,296	
145,122	2,011,845	50.3	149,625	3.7	1,839,938	

15 杉並区納付センター

(1) 杉並区納付センターの概要

① 開設の目的

区の主要な財源である区税の安定的な収入確保をめざして、現年度課税分の徴収対策の充実及び滞納整理の早期着手と滞納処分の強化の方策の一つとして、電話による納付案内を平成20年10月から、訪問による納付案内を平成29年10月から民間事業者に委託しています。

納付センターの開設により、事業者のノウハウを生かした効果的・効率的な納付案内を行うとともに、区職員は、職員でなければできない納付相談や滞納処分などをより積極的に進めることが可能となり、区税の徴収率向上及び税負担の公平性を図ることができます。

② 人員体制

- ・業務責任者 1名
- ・オペレーター 5～7名のシフト運用
- ・訪問員 11名

③ 開設時間

曜 日	時 間	備 考
平日	午前 9 時～午後 5 時	祝日を除きます。
火曜	午前 9 時～午後 8 時	原則、平日火曜は午後 8 時まで延長しています。
土曜・日曜	午前 9 時～午後 5 時	土曜年間12回、日曜年間12回開設します。

④ 架電・訪問対象

架電及び訪問

特別区民税・都民税、国民健康保険料

架電

軽自動車税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、奨学資金貸付金返還金
国民健康保険不当利得返還金

⑤ 主な業務内容

- ・納付案内業務
- ・口座振替案内業務
- ・制度などの案内業務
- ・納付書の発行業務
- ・英語、中国語対応業務

(2) 収納金額・投資効果

項 目		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	
架電日数	全架電対象	日 264	日 262	日 262	日 234	日 258	
	内数	区民税（普通徴収）	264	262	262	234	258
		区民税（特別徴収）	12	10	10	10	23
		軽自動車税種別割	28	34	28	32	20
架電件数	全架電対象	人 163,344	人 156,494	人 125,807	人 136,961	人 140,189	
	内数	区民税（普通徴収）	53,043	51,602	44,350	48,833	49,707
		区民税（特別徴収）	1,884	1,478	1,163	1,537	2,793
		軽自動車税種別割	11,690	11,235	8,794	7,412	5,805
受電件数	全架電対象	人 8,664	人 8,283	人 7,907	人 7,955	人 8,658	
	内数	区民税（普通徴収）	3,341	3,133	3,569	11,342	4,227
		区民税（特別徴収）	71	75	78	127	272
		軽自動車税種別割	403	460	379	257	236
納付約束件数	全架電対象	人 14,604	人 14,258	人 12,412	人 12,133	人 12,801	
	内数	区民税（普通徴収）	5,152	4,711	5,004	5,177	5,387
		区民税（特別徴収）	366	250	167	330	461
		軽自動車税種別割	1,520	1,483	1,178	1,041	997
収納件数※	全架電対象	件 19,709	件 19,140	件 18,221	件 18,545	件 19,177	
	内数	区民税（普通徴収）	4,646	4,202	4,433	5,900	5,179
		区民税（特別徴収）	284	301	243	395	837
		軽自動車税種別割	3,695	3,282	2,951	3,049	2,205
業務委託費 A	全架電対象	千円 34,456	千円 34,274	千円 36,783	千円 34,519	千円 37,587	
	内数	区民税（普通徴収）	13,661	13,536	14,278	13,759	13,866
		区民税（特別徴収）	214	419	436	858	871
		軽自動車税種別割	2,557	2,511	2,653	2,574	2,640
収納額※ B	全架電対象	千円 328,440	千円 327,577	千円 340,438	千円 408,736	千円 421,422	
	内数	区民税（普通徴収）	184,050	179,239	204,666	248,270	234,596
		区民税（特別徴収）	18,724	17,032	14,319	13,088	19,492
		軽自動車税種別割	14,438	13,245	11,523	12,678	9,778
投資効果 B/A	全架電対象	倍 9.5	倍 9.6	倍 9.4	倍 11.8	倍 11.2	
	内数	区民税（普通徴収）	13.5	13.2	14.3	18.0	16.9
		区民税（特別徴収）	87.6	40.7	32.9	15.3	22.4
		軽自動車税種別割	5.6	5.3	4.3	4.9	3.7

※収納件数・収納額は、納付約束した滞納者が1か月以内に納付したものである。

16 特別区の状況

令和4年度

(1) 特別区徴収実績

区名	特別区民税			軽自動車税			特別区たばこ税		
	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
千代田	19,887,389	19,464,085	97.87	37,297	35,696	95.71	2,999,747	2,998,617	99.96
中央	33,939,804	33,153,400	97.68	61,952	56,918	91.87	2,419,828	2,419,828	100.00
港	94,386,689	91,743,905	97.20	95,324	85,959	90.18	5,131,116	5,131,116	100.00
新宿	49,171,983	47,884,601	97.38	131,636	116,968	88.86	5,883,262	5,883,262	100.00
文京	37,773,863	37,418,445	99.06	63,286	62,732	99.12	1,060,827	1,060,827	100.00
台東	23,152,668	22,458,470	97.00	90,922	82,278	90.49	2,957,283	2,957,283	100.00
墨田	25,901,366	25,508,537	98.48	129,995	127,780	98.30	2,297,243	2,297,158	100.00
江東	55,503,473	54,762,884	98.67	225,448	220,862	97.97	4,043,996	4,043,996	100.00
品川	53,379,157	52,947,687	99.19	147,247	145,134	98.56	3,560,843	3,560,843	100.00
目黒	48,186,535	47,439,604	98.45	98,954	92,854	93.84	1,790,706	1,790,706	100.00
大田	74,884,906	74,063,629	98.90	379,225	370,909	97.81	5,108,109	5,108,109	100.00
世田谷	131,167,615	128,425,342	97.91	402,732	363,693	90.31	4,618,780	4,618,780	100.00
渋谷	59,945,638	58,118,150	96.95	93,033	86,917	93.43	3,023,596	3,023,590	100.00
中野	36,889,405	35,946,915	97.45	134,598	125,995	93.61	2,080,628	2,080,628	100.00
杉並	68,186,882	66,214,291	97.11	233,954	213,074	91.08	3,125,503	3,125,479	100.00
豊島	32,966,847	32,255,705	97.84	104,990	96,914	92.31	3,210,995	3,210,995	100.00
北	30,710,247	30,152,029	98.18	156,754	150,893	96.26	2,351,775	2,351,755	100.00
荒川	18,054,458	17,712,406	98.11	90,999	87,965	96.67	1,623,617	1,623,617	100.00
板橋	46,589,194	45,816,039	98.34	318,651	298,663	93.73	3,840,533	3,840,533	100.00
練馬	68,250,192	67,226,939	98.50	439,067	423,019	96.34	3,823,153	3,823,153	100.00
足立	48,864,908	47,348,016	96.90	629,281	570,620	90.68	5,626,505	5,626,505	100.00
葛飾	34,158,105	33,019,111	96.67	330,338	307,329	93.03	3,322,079	3,322,079	100.00
江戸川	53,332,712	52,882,127	99.16	457,299	454,688	99.43	5,269,532	5,269,532	100.00
計	1,145,284,036	1,121,962,317	97.96	4,852,982	4,577,860	94.33	79,169,656	79,168,391	100.00

資料：「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

※鉦産税は、平成21年度以降課税実績がない。

※豊島区の合計は、調定額・収入額にそれぞれ法定外普通税（調定額262,000千円、収入額262,000千円）を加えている。

(単位:千円, %)

鉱産税			入湯税			合 計			区名
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
0	0	-	5,649	5,649	100.00	22,930,082	22,504,047	98.14	千代田
0	0	-	9,362	9,362	100.00	36,430,946	35,639,508	97.83	中央
0	0	-	3,371	3,371	100.00	99,616,500	96,964,351	97.34	港
0	0	-	54,139	54,139	100.00	55,241,020	53,938,970	97.64	新宿
0	0	-	33,486	33,486	100.00	38,931,462	38,575,490	99.09	文京
0	0	-	11,604	11,604	100.00	26,212,477	25,509,635	97.32	台東
0	0	-	13,087	13,087	100.00	28,341,691	27,946,562	98.61	墨田
0	0	-	64,703	64,703	100.00	59,837,620	59,092,445	98.75	江東
0	0	-	0	0	0.00	57,087,247	56,653,664	99.24	品川
0	0	-	0	0	0.00	50,076,195	49,323,164	98.50	目黒
0	0	-	16,373	16,373	100.00	80,388,613	79,559,020	98.97	大田
0	0	-	8,117	8,117	100.00	136,197,244	133,415,932	97.96	世田谷
0	0	-	0	0	0.00	63,062,267	61,228,657	97.09	渋谷
0	0	-	0	0	0.00	39,104,631	38,153,538	97.57	中野
0	0	-	19,993	19,993	100.00	71,566,332	69,572,837	97.21	杉並
0	0	-	12,923	12,923	100.00	36,557,755	35,838,537	98.03	豊島
0	0	-	0	0	0.00	33,218,776	32,654,677	98.30	北
0	0	-	0	0	0.00	19,769,074	19,423,988	98.25	荒川
0	0	-	712	712	100.00	50,749,090	49,955,947	98.44	板橋
0	0	-	38,059	38,059	100.00	72,550,471	71,511,170	98.57	練馬
0	0	-	0	0	0.00	55,120,694	53,545,141	97.14	足立
0	0	-	6,501	6,501	100.00	37,817,023	36,655,020	96.93	葛飾
0	0	-	33,511	33,511	100.00	59,093,054	58,639,858	99.23	江戸川
0	0	-	331,590	331,590	100.00	1,229,900,264	1,206,302,158	98.08	計



(2) 特別区税負担額調 (現年度分)

区名	人 口	世 帯	特 別 区 税		
			調定額 (千円)	区民一人当たり	一世帯当たり
千代田	67,049	37,773	22,386,242	333,879	592,652
中 央	171,419	96,535	35,423,168	206,647	366,946
港	257,183	145,951	96,380,802	374,756	660,364
新 宿	341,222	216,903	53,736,655	157,483	247,745
文 京	226,332	123,199	38,417,181	169,738	311,830
台 東	203,709	124,181	25,420,175	124,787	204,703
墨 田	275,724	157,015	27,857,753	101,035	177,421
江 東	525,952	276,477	58,881,454	111,952	212,971
品 川	403,699	226,858	56,441,926	139,812	248,798
目 黒	278,276	156,910	49,042,580	176,237	312,552
大 田	728,703	398,254	79,261,886	108,771	199,023
世田谷	916,208	489,372	132,907,154	145,062	271,587
渋 谷	229,013	139,386	61,002,350	266,371	437,650
中 野	332,017	206,061	37,959,740	114,331	184,216
杉 並	569,703	323,702	69,318,650	121,675	214,143
豊 島	283,342	176,253	35,674,305	125,905	202,404
北	351,278	198,967	32,553,598	92,672	163,613
荒 川	215,543	117,089	19,349,849	89,773	165,258
板 橋	567,214	316,494	49,751,884	87,713	157,197
練 馬	738,358	381,830	71,260,315	96,512	186,628
足 立	689,106	359,923	53,613,363	77,801	148,958
葛 飾	462,083	239,622	36,514,802	79,022	152,385
江戸川	689,739	345,803	58,490,643	84,801	169,144
計	9,522,872	5,254,558	1,201,646,475	126,185	228,687

資料：「住民基本台帳による世帯と人口」東京都総務局統計部人口統計課
「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

※特別区税調定額は、特別区民税・軽自動車税・特別区たばこ税・鉱産税・法定外普通税・入湯税の現年度分の合算額による。

※人口・世帯は、令和4年1月1日現在の住民基本台帳による。

(単位:人,世帯,円)

特 別 区 民 税			区名
調定額 (千円)	区民一人当たり	一世帯当たり	
19,346,414	288,541	512,176	千代田
32,937,039	192,143	341,193	中 央
91,169,445	354,493	624,658	港
47,680,911	139,736	219,826	新 宿
37,260,346	164,627	302,440	文 京
22,369,234	109,810	180,134	台 東
25,419,608	92,192	161,893	墨 田
54,552,394	103,721	197,313	江 東
52,735,872	130,632	232,462	品 川
47,159,803	169,471	300,553	目 黒
73,766,246	101,230	185,224	大 田
127,911,892	139,610	261,380	世田谷
57,891,286	252,786	415,331	澁 谷
35,752,143	107,682	173,503	中 野
65,958,264	115,777	203,762	杉 並
32,090,368	113,257	182,070	豊 島
30,050,875	85,547	151,034	北
17,638,189	81,831	150,639	荒 川
45,609,666	80,410	144,109	板 橋
66,975,051	90,708	175,405	練 馬
47,406,569	68,794	131,713	足 立
32,877,282	71,150	137,205	葛 飾
52,732,169	76,452	152,492	江戸川
1,117,291,066	117,327	212,633	計

(3) 周辺区における特別区税徴収実績

区名	年度	特別区民税			軽自動車税		
		調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合
杉並	2	66,581,170	64,515,371	96.90	223,367	199,839	89.47
	3	66,109,865	64,216,302	97.14	227,275	204,904	90.16
	4	68,186,882	66,214,291	97.11	233,954	213,074	91.08
中野	2	35,277,871	34,062,857	96.56	126,223	118,079	93.55
	3	34,988,154	33,977,756	97.11	129,257	120,739	93.41
	4	36,889,405	35,946,915	97.45	134,598	125,995	93.61
豊島	2	32,550,917	31,512,879	96.81	100,955	92,090	91.22
	3	31,856,010	31,074,072	97.55	102,500	94,414	92.11
	4	32,966,847	32,255,705	97.84	104,990	96,914	92.31
板橋	2	45,776,306	44,721,006	97.70	308,813	284,555	92.15
	3	45,086,022	44,203,409	98.04	310,711	289,706	93.24
	4	46,589,194	45,816,039	98.34	318,651	298,663	93.73
練馬	2	66,770,367	65,369,250	97.90	409,919	388,045	94.66
	3	66,906,642	65,699,702	98.20	426,573	406,277	95.24
	4	68,250,192	67,226,939	98.50	439,067	423,019	96.35
世田谷	2	127,396,027	124,122,387	97.43	390,015	347,640	89.14
	3	126,748,819	124,048,902	97.87	394,051	353,709	89.76
	4	131,167,615	128,425,342	97.91	402,732	363,693	90.31

資料：「特別区税に関する参考資料」東京都総務局行政部区政課

(単位:千円, %)

特別区たばこ税			合 計			区名
調定額	収入額	収入歩合	調定額	収入額	収入歩合	
2,785,190	2,785,190	100.00	69,589,727	67,500,400	97.00	杉並
2,973,244	2,973,220	100.00	69,310,384	67,394,426	97.24	
3,125,503	3,125,479	100.00	71,546,339	69,552,844	97.21	
1,904,426	1,904,426	100.00	37,308,520	36,085,362	96.72	中野
1,985,205	1,985,205	100.00	37,102,616	36,083,700	97.25	
2,080,628	2,080,628	100.00	39,104,631	38,153,538	97.57	
2,654,145	2,654,130	100.00	35,306,017	34,259,099	97.04	豊島
2,867,401	2,867,447	100.00	34,825,911	34,035,933	97.73	
3,210,995	3,210,995	100.00	36,282,832	35,563,614	98.02	
3,476,198	3,476,198	100.00	49,561,317	48,481,759	97.82	板橋
3,678,458	3,678,458	100.00	49,075,191	48,171,573	98.16	
3,840,533	3,840,533	100.00	50,748,378	49,955,235	98.44	
3,500,319	3,500,319	100.00	70,680,605	69,257,614	97.99	練馬
3,673,500	3,673,500	100.00	71,006,715	69,779,479	98.27	
3,823,153	3,823,153	100.00	72,512,412	71,473,111	98.57	
4,139,699	4,139,699	100.00	131,925,741	128,609,726	97.49	世田谷
4,364,109	4,364,109	100.00	131,506,979	128,766,720	97.92	
4,618,780	4,618,780	100.00	136,189,127	133,407,815	97.96	

税 務 概 要

令和5年度版

令和6年1月発行

編集・発行

杉並区区民生活部課税課・納税課

〒166-8570

杉並区阿佐谷南一丁目15番1号

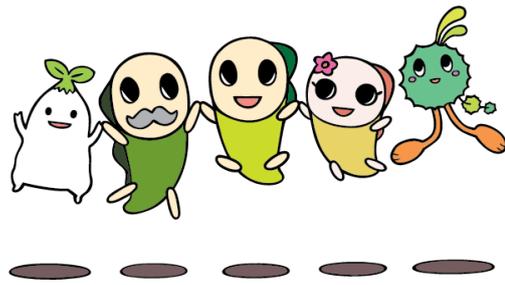
TEL (03) 3312-2111(代)

※杉並区のホームページでご覧になれます。

<https://www.city.suginami.tokyo.jp>

登録印刷物番号

05-0073



© SUGINAMI CITY